



する請願(第一二五二号)(第一二五三号)(第一二五六号)(第一二五七号)(第一二五八号)(第一二五九号)(第一二六〇号)(第一二六一号)(第一二六二号)(第一二六三号)(第一二六四号)(第一二六五号)(第一二六六号)(第一二六七号)(第一二六八号)(第一二六九号)(第一二七〇号)(第一二七一号)(第一二七二号)(第一二七三号)(第一二七四号)(第一二七五号)(第一二七六号)(第一二七七号)(第一二七八号)(第一二七九号)(第一二八〇号)(第一二八一号)(第一二八二号)(第一二八三号)(第一二八四号)(第一二八五号)(第一二八六号)(第一二八七号)(第一二八八号)(第一二八九号)(第一二九〇号)(第一二九一号)(第一二九二号)(第一二九三号)(第一二九四号)(第一二九五号)(第一二九六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)

○政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(第三四八七号)(第三五〇〇号)(第三五〇一號)(第三五〇六号)(第三五〇七号)(第三五〇八号)(第三五〇九号)(第三五一〇号)(第三五一四号)(第三五一五号)(第三五一六号)(第三五一七号)(第三五一八号)(第三五一九号)(第三五二〇号)(第三五二一號)(第三五二二号)(第三五二三号)(第三五二四号)(第三五二五号)(第三五二六号)(第三五二七号)(第三五二八号)(第三五二九号)(第三五三〇号)(第三五三一号)(第三五三二号)(第三五三三号)(第三五三四号)(第三五三五号)(第三五三六号)(第三五三七号)(第三五三八号)(第三五三九号)(第三五四〇号)(第三五四一号)(第三五四二号)(第三五四三号)(第三五四四号)(第三五四五号)(第三五四六号)(第三五四七号)(第三五四八号)(第三五四九号)(第三五五〇号)

○政治的暴力行為防止法案即時撤回等に関する請願(第二〇五四号)(第二〇五五号)(第二〇五六号)(第二〇五七号)(第二〇五八号)(第二〇五九号)(第二〇六〇号)(第二〇六一号)(第二〇六二号)(第二〇六三号)(第二〇六四号)(第二〇六五号)(第二〇六六号)(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一号)(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)(第二〇八〇号)(第二〇八一号)(第二〇八二号)(第二〇八三号)(第二〇八四号)(第二〇八五号)(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第二一〇〇号)

○印鑑法制定に関する請願(第一六一五号)

○浦和家庭裁判所独立に関する請願(第一七〇〇号)

○鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等設置の請願(第二〇五三三号)

○東京法務局足立出張所移転反対に関する請願(第二〇五一号)

○東京法務局江戸川出張所移転拡張に関する請願(第二〇五二二号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(松野孝一君) たいだいまから法務委員会を開会します。この際、委員の異動について御報告申し上げます。

五月六日付をもって鈴木恭一君が辞任され、その補欠として大川光三君が選任されました。以上であります。

○委員長(松野孝一君) 理事の補欠互選を行ないます。去る五月五日、理事井川伊平君が一時委員を辞任せられましたため、理事に一名の欠員が生じておりますので、この際、その補欠互選を行ないたいと思

います。互選の方法は、慣例によります。委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと思存します。それでは、私より井川伊平君を理事に指名いたします。

○委員長(松野孝一君) それでは、暫時休憩いたします。午前十一時五十分開会

○委員長(松野孝一君) これより法務委員会を再開いたします。行政事件訴訟法案及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。たいだいま浜本総務局長及び杉本参事官が出席しておられます。御質疑のありの方は、順次御発言下さい。

○龜田得治君 質疑の時間があまりありませんので、きわめて要点のみについて触れていきたいと思います。

例の本法案の総理大臣の異議に関する問題であります。この点は、前回にもすでに若干質問をいたしました。が、その際にも申し上げましたように、この制度のできた沿革というものは、これはもう当時の資料によって明白であると思えます。なお、前例等から見ても、世界に類のない、現在の日本だけにある制度である、こういうことも明白である。また、六名の参考人の意見を参議院では承ったわけで

すが、ほとんどの方が、この制度には消極的な意見を述べておられるわけです。したがって、私も当然この制度には反対をしておるわけですが、かりにこの制度を認めるにしても、十分にほりをかけておく必要がある、こういうことはまあ当然言えると思う。そういう立場から若干お聞きしておきたいわけでありますが、この法案の二十七条の三項ですね、三項を拝見いたしますと、例の「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある事情を示す」と、こうなっておりますが、これは単なる注意的な規定だ、こういうふうには逐条説明ではなっております。私はこれは単なるそういう注意的なものじゃなしに、やはり今申し上げたような趣旨をかけるという立場から言わなければ、これはやはり必要な条件だというふうには、はっきり規定をすべきではないか、こういうふうになんとも考えるわけですが、なぜ、せつかく規定を設けながら、その規定は単なる注意的な規定だ、こういう弱いものにしておるのか、この点が了解できないわけですから、お答えを願いたいと思えます。

○政府委員(浜本一夫君) この「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」ということ自体は、そもそも執行停止にあたりましての一つの消極的な要件にされておるところであります。この執行停止をするに於いての要件として掲げられておりますものについては、もちろん、これは要件でありますから、消極的積極ともつまり法律面から要件とされるわけでございます。概念的には、あるいは字句においては、同じく「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある」という事柄でありまして、内閣総理大臣が異議を述べます場合にも、この点はむしろ要件と考へられないのでありまして、つまり政治的な考慮からかような事情があるのだということを要求されるわけなんでしょう。その点がおのずと、事柄の要件である場合と、それから、政治的な考慮を払わなければならぬという立場からする場合の「公共の福祉」というものと、取扱いを異にせざるを得ないものと私どもは考へるのであります。これは政治的な考慮から述べたのでありますから、処分あるいは停止決定の法的な要件という立場からは考へておりません。したがって取扱いは、そこに理論上異なるざるを得ないと私どもは考へておるのであります。したがって私どもは、これは注意的と申しますが、要件の場合とは、処分もしくは停止決定の要件の場合とは違つた取り扱いをしておるつもりであります。おのずとそれが字句に現われまして、「事情を示すもの」という言葉を用いませんで、「示すもの」と「示す」という字句によつて私どもはそれを現わしたつもりであります。

繰り返して申し上げます、他方は要件であり、こちらのほうは政治的な考慮であるというところから、取り扱いを異にせざるを得ないと考へておるのであります。

○龜田得治君 じゃ、この問題は、大臣、事務局長がそろつた上でさらに確かめることにいたしました、他の問題をその間に触れておきます。

一つは、法案の三十条です。例の行政庁の裁量の問題であります。どうもこの三十条の書き方では、行政庁の立場が有利になり過ぎるのではないか、こういう感じは持つわけでありませう。行政庁のほうでは、何か行政事件が起きた場合に、それは自分のほうの裁量権の範囲内の問題だ、こういうことを主張証明するのは、これはきわめて簡単だと思つておる。ところが原告のほうは、いやそれは乱用だ、乱用しているのだと、こういうことと、その証明が必要になってくるわけだ、そういう中間の問題というものがある。相当考へられるのじゃないか。なるほど範囲としては、裁量権の範囲内のものであるというふうには考へられるけれども、しかし、どうもやり方が不公平だ、結果から見ればはなだ正義に反する。しかし、その乱用という場合まではいかない。乱用というのは、相当私

は条件がきつしくしぼられてくるのじゃないかと思つて。そういう感じがするわけだ、裁量権の範囲内であれば、乱用というふうな、特別非常不都合があつたと、こういうことだけ取り消しの対象にできないというの、国民に対してきつ過ぎるのじゃないかという感じを持っておる。そこら辺は、立案過程でもおそく問題になつたらうと思つておる。その辺の問題については、もう少し提案者の考へ方をはっきりしてほしいと思つておる。

○政府委員(浜本一夫君) 本来、自由裁量に属する処分につきましては、おおよそ裁量権の範囲内の処分でありませう。違法の問題は起きないものでありませうから、司法権の本質上、不当の判断は裁判所にはないわけでありませう。

もこの三十条の書き方では、行政庁の立場が有利になり過ぎるのではないか、こういう感じは持つわけでありませう。行政庁のほうでは、何か行政事件が起きた場合に、それは自分のほうの裁量権の範囲内の問題だ、こういうことを主張証明するのは、これはきわめて簡単だと思つておる。ところが原告のほうは、いやそれは乱用だ、乱用しているのだと、こういうことと、その証明が必要になってくるわけだ、そういう中間の問題というものがある。相当考へられるのじゃないか。なるほど範囲としては、裁量権の範囲内のものであるというふうには考へられるけれども、しかし、どうもやり方が不公平だ、結果から見ればはなだ正義に反する。しかし、その乱用という場合まではいかない。乱用というのは、相当私

は条件がきつしくしぼられてくるのじゃないかと思つて。そういう感じがするわけだ、裁量権の範囲内であれば、乱用というふうな、特別非常不都合があつたと、こういうことだけ取り消しの対象にできないというの、国民に対してきつ過ぎるのじゃないかという感じを持っておる。そこら辺は、立案過程でもおそく問題になつたらうと思つておる。その辺の問題については、もう少し提案者の考へ方をはっきりしてほしいと思つておる。

○政府委員(浜本一夫君) 本来、自由裁量に属する処分につきましては、おおよそ裁量権の範囲内の処分でありませう。違法の問題は起きないものでありませうから、司法権の本質上、不当の判断は裁判所にはないわけでありませう。

もこの三十条の書き方では、行政庁の立場が有利になり過ぎるのではないか、こういう感じは持つわけでありませう。行政庁のほうでは、何か行政事件が起きた場合に、それは自分のほうの裁量権の範囲内の問題だ、こういうことを主張証明するのは、これはきわめて簡単だと思つておる。ところが原告のほうは、いやそれは乱用だ、乱用しているのだと、こういうことと、その証明が必要になってくるわけだ、そういう中間の問題というものがある。相当考へられるのじゃないか。なるほど範囲としては、裁量権の範囲内のものであるというふうには考へられるけれども、しかし、どうもやり方が不公平だ、結果から見ればはなだ正義に反する。しかし、その乱用という場合まではいかない。乱用というのは、相当私

は条件がきつしくしぼられてくるのじゃないかと思つて。そういう感じがするわけだ、裁量権の範囲内であれば、乱用というふうな、特別非常不都合があつたと、こういうことだけ取り消しの対象にできないというの、国民に対してきつ過ぎるのじゃないかという感じを持っておる。そこら辺は、立案過程でもおそく問題になつたらうと思つておる。その辺の問題については、もう少し提案者の考へ方をはっきりしてほしいと思つておる。

○政府委員(浜本一夫君) 本来、自由裁量に属する処分につきましては、おおよそ裁量権の範囲内の処分でありませう。違法の問題は起きないものでありませうから、司法権の本質上、不当の判断は裁判所にはないわけでありませう。

もこの三十条の書き方では、行政庁の立場が有利になり過ぎるのではないか、こういう感じは持つわけでありませう。行政庁のほうでは、何か行政事件が起きた場合に、それは自分のほうの裁量権の範囲内の問題だ、こういうことを主張証明するのは、これはきわめて簡単だと思つておる。ところが原告のほうは、いやそれは乱用だ、乱用しているのだと、こういうことと、その証明が必要になってくるわけだ、そういう中間の問題というものがある。相当考へられるのじゃないか。なるほど範囲としては、裁量権の範囲内のものであるというふうには考へられるけれども、しかし、どうもやり方が不公平だ、結果から見ればはなだ正義に反する。しかし、その乱用という場合まではいかない。乱用というのは、相当私

は条件がきつしくしぼられてくるのじゃないかと思つて。そういう感じがするわけだ、裁量権の範囲内であれば、乱用というふうな、特別非常不都合があつたと、こういうことだけ取り消しの対象にできないというの、国民に対してきつ過ぎるのじゃないかという感じを持っておる。そこら辺は、立案過程でもおそく問題になつたらうと思つておる。その辺の問題については、もう少し提案者の考へ方をはっきりしてほしいと思つておる。



公平を欠く、正義に反するといったような場合に、その行政庁の処分を相手に提訴できるかどうかという点は、なほだあぶなるわけですね。それで、先ほど私が読み上げました西独法のような規定であれば、主観的な要素は別として、ともかく行政庁にまさされた目的に適しないような裁量の仕方をやった場合にもやはり訴訟の対象になるんだ、こういうふうにしていく必要が立法上あるのではないかと思うわけなんです、法制局長、御意見どうですか。

○法制局長(斎藤朝郎君) 今入ってきたばかりで、どういう問題かわかりませんが……

○龜田得治君 この三十条の裁量処分を取り消しに関する規定ですね。行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。こうなっているんです。問題は、裁量権の範囲をこえてはおらない、しかし、乱用とまではいえないんだ、乱用というやつは、甲が何か申請してきたが、あいつはこの間おれに文句を言いつつたから、この辺でちよつととちめてやれと云ったようなことで、当然許可すべきものを許可しない、これはもう裁量権の範囲内であつても乱用の典型的なものでしょう。ところが、そうではなしに、決してそういう主観的な意地の悪い考えなどをもちてやったわけではない、ところが、結果から見ると、従来の例等に比較して、はなはだ正義に反する、不公平だ、しかし、それは行政庁の裁量の範囲内にあるんだ、こういうようなことになりましたと、その気の毒

な人を救わないで、ほうっておいていうものではないかと思ふんです。行政上の今度の不服審査の対象にはもちろんなるようですが、裁判の段階においても、もう少し広くそういうものも入り得るように規定しておくべきじゃないか。この「濫用」という言葉を裁判所が適当に拡張して、そういう偶然に行政目的に反するような結果が出ておるような場合にも広げて解釈していくということになれば、それはまあいいかもしれませんが、必ずしもそうなるとは限らないで、そういうたえ西独の新しい行政法等を見れば、百十四条、これをちよつと見て下さい。こういう授權の目的にふさわしくないような裁量をやった、そういうような場合にも取り消し訴訟の対象になると規定してあるわけですが、そういう規定の仕方なら非常に広いですわね。乱用はもちろん入る。乱用以外のものも入ってくる。しかし、もちろん私も、それはいわゆる不当と思われる行政行為を無限に対象にすべきだということまで言っているわけでもない。しかし、ともかく乱用にはならない、裁量権の範囲内だと、それ以外は全部だめだと、これではやはりふさわしくないんじゃないかという意味でお聞きしたわけですが、どうでしょうか。

○法制局長(斎藤朝郎君) 非常にむずかしい問題でございまして、根本的に考えて参りますと、結局は、司法権と行政権のバランスの問題だと思つてございしますが、私、ただいまお示しの西独の条文をよく研究はいたしておりませんが、私、これは、こちらの裁量

の範囲をこえ、これに当たるのだと思ふのですが、この裁量の範囲をこえとか、裁量権の乱用ということにございしますと、これは一つの司法判断の分野に属するものだと考えられるわけがございしますけれども、授権の目的に適合しない方法で裁量が行使されたとき」という言葉を、私今初めてこの訳文を見ました感じをいたしましては、むしろそれは、行政権プロパーの考え方に基づいて判断をすることにならうかと思ひますので、そういう分野は、司法判断じゃなくて、むしろ行政的の判断なんです、これはまあ西独は、司法裁判所じゃなくて、行政裁判所のほうのようございしますが、司法判断としては、そこまで行くことは私はいかかものかと、むしろどちらかと申せば行き過ぎじゃないかという感じがをいたすのでございしますが、この機会に個人的なことを申しまして恐縮でございますが、私も本来司法官出身でございますが、私、司法権の行使についていろいろの問題については、常に興味を持って参りましてございしますが、かつて大阪高等裁判所に在職して参りましたときに、日本の法哲学の年報に、「法と国家権力」という論文の寄稿を求められました、そのときに自分の意見を發表したことがございしますが、それは、当時たまたま例の解散無効の訴訟が第一審の裁判があつた当時でございまして、その当時、私が痛切に感じましたことは、司法権に対する信頼を高めるといふようなことは、われわれとしては常に熱意を持って考えなければならぬこととございしますけれども、むやみやたらに司法の分野を広げ過ぎますと、本来司法

の判断に適しないものまで自分の仕事に取り入れまますと、かえつてその泥をひっかぶることになるので、それは決して司法権に対する信頼を確保するゆえんでないんじゃないか。司法というものには、本質はあくまで消極的な、受け身のものであつて、司法の機能にあまり積極的な作用を持たせますと、いい場合はいいのでございしますが、一たびそれが不当に運用されることになりますと、いわゆる司法ファクションというふうな、非常に強い権力でございしますので、それが誤つて運用されるということになりますと、非常に危険な場合もできますので、司法権と行政権のバランスを考える国会側の立場としては、司法権の範囲を極度に広げることについては、相当慎重に考えなければならぬんじゃないかというように考へますので、一応ただいまの御質問に對して、御質問の趣意には沿わない答弁にはなりませんが、私、平素から考へておりますこととございしますので、私見を申し述べさせていただきます。した次第でございします。

○龜田得治君 そういう問題は、本法の第一条から始まって、全部に関連しておる問題でして、そういう今抽象的な議論をされますと、そのこと自体について若干またお聞きをしたり、議論に花が咲くことになるわけですが、これは、時間もありませんので、省略しておきますが、その司法の判断が消極的なものかどうか、行政にはなるべくタッチしないのだというふうな考え方が、これは伝統的な考え方であること、私は承知して居る。しかし、それはどうもいかぬのではないかと、権利が侵害される者の立場から見て、そう

いうやはり考え方がまた一方では出てくるわけですね。やはりその考えが私は成長しつつあると思つたのです。しかし、その考え方を成長させたところで、この行政のあらゆる分野について司法審査をやっていくことを認めるといふ意味では私はないのですよ。これは、総理大臣みずからが政治的判断をやるような問題とは、これはまた別個の問題です。ところが、末端の行政庁などがぼんぼんいろいろな不当なことをやるといふ場合に、それは裁量の範囲内であり、乱用にならないければ、それはもう仕方がないのだと、これでは、私はやっぱり新しい司法の行き方ではないかと思ふ。どこに線を引きかか問題はあろうかと思ふ。だから、そういう意味で、そこら辺の問題が、今後学者なりあるいは裁判所の判例等によつて、どちらのほうに進むかというゆとりのあるような規定にやっぱりしておくべきではないか。これを何かここでかちつと縛つてしまつて、これ以外はだめだというふうな印象を与へるものでは、やはりこの實際の問題に當面した場合に、裁判官が、これは救つてやりたいと思つても救えないというふうな事態等もできたりして、立法としてはやはりまずいのではないかという感じを持って居るわけですね。まあしかし、これは幾ら議論をしておつても、これだけで一日もかかりますと、会期もきようで一ぱいでありますと、この程度にしておきます。

○委員(松野孝一君) 速記をとめて。  
○委員(松野孝一君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(松野孝一君) 速記を始め

○委員(松野孝一君) 速記を始め

○赤松常子君 私、今亀田委員のお話を聞いておりまして、ちょうど三十条のところ、この前参考人の方から、いろいろ個々の内容について御意見が出たわけでございます。単なる「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り」ということでは、言われたように、何と申しましょうか、受ける国民からいえば、非常に幅が狭い。ですから、ここにもっと、公平でない取り扱いがされたときとか、あるいは正確でない処分をされたときとか、そういう言葉をもっと入れたらいいんじゃないか、これだけでは、少し受ける側からいえば狭過ぎる、こういうふうな御意見があったのでございますが、ここにそういふ言葉で表現するお考えはございませぬでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) 繰り返して同じ答弁を申し上げて、はなはだ恐縮なことであります。司法裁判所で、審査を受けますのは、事柄が違法であるかどうかという以外には私はあり得ないと考えるのであります。しこうして、自由裁量に属する行政処分が違法である場合と申しますれば、裁量権の範囲をこえている場合と、なお注意的に申しますれば、これに匹敵するものとして、裁量権の乱用に当たる場合、この二つしかあり得ませんので、それ以外の事項は、本来司法審査にわたる事項ではないと思っております。

○赤松常子君 いろいろ、司法上と申しましょうか、こういう立法上の言葉というふうなものがある。いろいろございませぬが、私もいろいろとございませぬが、あまりよくわかりません。しかし、これを扱う場合に、今言つたように、国民の諸権利があまり拘束され

る、阻害されるというようなことのないようにお願したいということが私どもの願いでございます。

それから、もう一つお尋ねしておきたいことでございますが、国民の立場から、私も込めてでございますけれども、この法案をちよつと一読いたしたとしても、私、初めよくわからない。ましてや、国民一般の方々にはこれが難解な内容ではないかと思つてございませぬが、そういう国民が訴訟を起すしませんが、そういう国民が訴訟の代理人に頼むとか、あるいは国選弁護人制度の利用だとか、あるいはこの法案に利用だとか、あるいはこの法案に利用だとか、何か私ども国民の今申します権利が守られるような、たとえ訴訟の救助制度というふうなもの、この法案とはどういふ関係にあるのか。特に、第八条でございませぬが、訴訟前置主義が廃止されるという建前に立ちますので、今申しますような、国民が一番守られるような救助制度というものとどういふ具体的関係をお考えになっておられるのか。

○政府委員(浜本一夫君) 御承知のように、本法案は、行政事件訴訟に関する手続法でありますので、今御指摘のようなことについては、直接の関係は持っておりませぬ。訴訟一般について、本法におきまして、第七條で規定のない事項は民訴の例によることになつておりますから、訴訟救助も受け得るわけでございます。また、そのほかの点で、弁護士会などを通じて、必要があれば弁護の手を差し伸べてもらえる場合もあることはあらうと思つてますが、さような事項は、実は本法案とは直接の関係は持っておりませぬ。訴訟

救助と申しますれば、第七條によりまして、民訴一般につきまして訴訟救助が行なわれます場合にございまして、行政事件訴訟におきましても、やはり訴訟救助を受け得る関係にはなつております。

○赤松常子君 どうも私がしろうとで、よくわからないのでございませぬけれども、私が申したいのは、国民一般が、自分が非常に不利であるというふうな場合に、何か救済の要求方法というものが手近にもつと考えられないかというふうなことでございませぬが、それと不服審査法でございませぬが、それと関連もあると思つてございませぬけれども、国民が不利を受けた場合に、この法案以外に、何か訴訟救助というものが具体的にはかられないものであろうか。それでもなおおはみ出ても不利を受けるような場合があるか、それと関係があるか、ちよつと私にはわからぬのであります。行政処分に関しましては、訴訟に行く前に、実は多くの場合に、訴訟という制度がございませぬ。ことに、本法案と同時に、内閣委員会御審査を願つておられます行政不服審査法におきましては、旧来の訴訟法とは異なる行政処分に関する訴訟の手続ができるように、つまり不服審査が、不服の申し立てができるのみに救済の道を広げておられます。のみならず、行政庁は、処分をいたしません。この処分に対してはこういふ官庁にこういふ方法を不服の申し立てができるというように教示しなければならぬ

○政府委員(浜本一夫君) 御心配の場合に、十分な満足な回答になるかどうか、ちよつと私にはわからぬのであります。行政処分に関しましては、訴訟に行く前に、実は多くの場合に、訴訟という制度がございませぬ。ことに、本法案と同時に、内閣委員会御審査を願つておられます行政不服審査法におきましては、旧来の訴訟法とは異なる行政処分に関する訴訟の手続ができるように、つまり不服審査が、不服の申し立てができるのみに救済の道を広げておられます。のみならず、行政庁は、処分をいたしません。この処分に対してはこういふ官庁にこういふ方法を不服の申し立てができるというように教示しなければならぬ

ような親切な規定もおいております。もちろん本法案自身が、必ずしも訴訟を経なければ訴訟を起せないと建前ではございませぬので、訴訟前置を原則として廃止はしておるのでありますが、訴訟になります以前にさような手続を経た上で、なおかつ不服な場合に司法裁判所に訴えるという段階になつてくるのが通常であると思つてございませぬが、行政不服審査法との関係で、行政処分に関しましては、これら二つの法律が施行された際には、旧来以上に国民の権利を守ることに、行政庁は十分の配慮を用いるものであると思つてございませぬかと申すのであります。

○赤松常子君 そうすると、この二つの法律によつて、国民はまあ完全に守られるという御見解でございませぬか。これの二つの法律以外にはみ出るような場合はございませぬでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) 両法案を含めまして争訟法と申しますならば、争訟法の建前からは、今赤松委員のおっしゃるようなものにはこたえる制度は、今のところ私はないように考えます。これは、一般の通常民訴につきまして、も実は同じなものでありまして、まあそれが基本的権利に關しまして、まあそれは、法律扶助について相当額の予算を法務省の人権擁護局が持つておりまして、あるいはさういふ方面に申し出ればさういふ場合には、弁護士をつけてもらえるという場合はあると思つてございませぬが、手続法自身には、民事訴訟法にいたしまして、また本法案にいたしまして、あるいはまた

た、行政不服審査法におきましても、赤松委員のおっしゃるような具体的な特別な制度は考えられておりませぬ。

○赤松常子君 もう一つ、私のお聞きしたいのは、いろいろ法律がございませぬが、これでもまだ救えない場合がありはしないかという、その心配なんです。大体これで国民の立場というものは、国民の権利というものは、こういう場合においては救助され、救われるとお考えでございませぬでしょうか。そのお尋ねです。

○政府委員(浜本一夫君) ちよつとお答えになるかどうかかわからぬのであります。行政処分に関しましては、違法な処分による被害は本法によつて救われるというふうな私どもは考えておるのであります。たとえば、資力が少なくて弁護士さんを頼めない、適切な訴訟がやれないというふうな事実上の問題は、これは別でありませぬが、さような場合には、民事訴訟法におきまして訴訟救助の制度がございませぬ。それからまた、ただいま申し上げました人権擁護局が持つております予算の範囲内では法律扶助を受け得るわけでありませぬ。手続法といたしましては、違法な処分による被害はこれによつて救済し得ると考えるので、事実上の問題は、今申し上げましたように、訴訟扶助なり、あるいは訴訟救助なり、法律扶助なり、あるいは法律救助なりを求めることになるかと思つてございませぬ。

○赤松常子君 これでおしまいにいたしますけれども、私はしろうとでございませぬが、この前の参考人の御意見のときに伺つたのでございませぬが、まだこの行政事件訴訟法は不十分な段

階にある法律だというお話があつたんです。それで私は、不十分であれば、これからはみ出す場合がありはしないかという、そういう心配を持つておられます。もうひとつは、救済法は、助法の拡充であるかといふものが、必要ではないか。不十分であれば、まだこれから完全なものができるべきではないか。その段階において国民の諸権利は阻害されて、そのまま放置される心配はないか、その点をお尋ねしていいです。

○政府委員(英本一夫君) よく御趣旨がわかつたようであります。参考人の意見で、御指摘のような事項に触れましたのは、私どもの理解いたします限りでは、処分を違法であるとして取り消されただけでは、なお国民の権利は十分に保護されておらないので、ある種の場合には、行政庁が処分をすると同じような、国民に有利な処分をすると同じような、給付の訴訟であるとか、あるいは義務づけ訴訟なんですね、そのものも認める必要があるのじゃないかといふようなことを参考人は言われたかと思ふのであります。また、まさにわが国の学者の間にもあるいは実務家の間にも、そういう立場をとって、本法案はまだ十分でない、完全でないといふ批評をなさる方もございます。また、この立案の過程におきまして、確かにそういう意見も大いに戦わされた結果がこういふ結論になつてきた、法案としてまとまつてきたわけなんでありまして、その点は、本法案の第二条におきまして、行政事件訴訟といふのはこういうものをいうのである、ここにあげておきますが、本来行政事件訴訟と申しますのは、公権

力の行使に関する不服の訴訟、きわめて抽象的、概念的に申しますならば、これらで済ませるものであります。したがって、この三條の二項から五項までに出ておられますのは、今の日本の学説、判例の大勢において認められておられます種類の行政訴訟をあげまして、その種類の行政訴訟について特殊の手續法を設けんとするものでありますので、これ以外に、つまり公権力の行使に関する不服の訴訟で、ここにあげておられます種類以外の訴訟が許されるか許されないかということについては、本法案は具体的に触れておりません。でありますから、これ以外の、論者の言義務づけ訴訟あるいは給付の訴訟が許されるか、あるいは許されないかということ、今後の学説、判例の健全な発展に待つという意味で、私どもはそこには実は触れなかつたのであります。でありますから、赤松委員があるいは論者のようなお立場にお立ちになれば、また本法案は十分でないかといふふうにお考へかと思ひますけれども、私ども、数年の間法制審議會で論を練りました結果出てきたものがこういふことになつてきましたので、私どもは、そのいづれの立場にも実は立つておりません。その点は、将来の学説、判例の健全な発展に待つ。言いかえて申し上げますならば、白紙の立場で臨んでおられるつもりでおります。これはもちろんなら個人の見解でございませんで、立案者としての公的な見解でありませぬ。私個人は私個人の見解を持っておりませぬけれども……

○高田なほ子君 亀田委員が質問中でありませぬから、若干私の質問はダブル

ようになるかもしれませぬが、二、三お尋ねしてみたいと思ひます。  
国民の権利救済の制度としてこの法案をお出しになつた意図については、十分私どもも了解するところであります。しかし、訴願制度については、従来から数々問題もあつて、憲法が発生時に直すべきであつたといふ意見もあつたわけでありませぬ。ところが、そういう願ひといふものは相當長い間統いてきています。年数にすれば、大体十五年たつて居るわけでありませぬ。どうしてこの行政事件訴訟法案が、そういう願ひがあるにもかかわらなかつたのか、今日までかなりの時間を要して来たのか、そういういきさつ等についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

それが第一点です。  
○説明員(杉本良吉君) ただいまの御質問の点でございませぬが、実は、この法案で一番最初に問題になりましたのは、現行法で申しますと、行政事件訴訟特別法の第二条の訴願前置の規定でございませぬ。訴願前置の規定、この規定が設けられるにつきては、若干議論はありましたが、訴願を経たからでなければ裁判所に行政事件訴訟を提起することができない、こういう建前がとられております。しかし、この現行法の規定は、ただいま高田委員のおっしゃいましたように、その前提になつていない、訴願法をそのまゝにして、不備を補つておられるという、訴願を経たからでなければ出訴することができないといふ、そういう建前をとつたものではない、国民の権利救済にとって非常な不便を生じました。

その不便の生じた第一の点は、今まで、訴願事項がいまいであるといふことでございませぬ。訴願法の規定を見ていただきますと、水利、土木に関する件だとか、あるいは租税の賦課徴収に関する件であるとか、あるいは地方警察に関する件であるかといふようなことでございませぬ。はたしていかなる事項について訴願を経たからでなければ裁判所に訴願できないのかといふ点、これは専門家でもよくわかつていないという状況になりまして、したがって、国民のほうでは、これが訴願できる事項であるか、訴願できない事項であるかといふことがわからないままに、裁判所にいきなり出訴いたしました、したがって、裁判所のほうでは、これは訴願ができた事項であるから、ただちに裁判所に訴願することができないといふことで、門前払いをくつていたといふ弊害が一つあつたわけでございます。

それから第二は、訴願期間でございませぬ。訴願をすることができ期間、これが自創法とあるいは各特別法でもつて、十日であるとか、あるいは一週間であるとか、あるいは二週間であるとかいふような、きわめて短い訴願期間が設けられておりました。したがって、行政事件訴訟特別法のほうで訴願前置主義をとつておられるために、その期間が厳守されませぬと、ひいては訴願も起こすことができない、こういう弊害がありました。この弊害が一番多く現れられましたのが、自作農創設特別措置法によりませぬところの買取処分等についての取り消し訴訟でございます。

それから弊害の第三は、訴願といふのは、これは本来そうございませぬが、上級の行政庁に対して訴願をしなればならぬ、こうなつて居るわけでございます。しかし、上級の行政庁というのが、今日のように行政組織が複雑になって来ますと、はたして上級の行政庁がどこであるかといふことが国民にははつきりとしなないわけでございます。それにいかかわらなかつた、行政事件訴訟特別法のほうでは、そのはつきりとしなない上級行政庁に対して訴願を経たからでなければ出訴することができない、こういう建前になつておりました、したがって、上級行政庁がわからぬものからして、訴えを提起することができないで、泣き寝入りになつて居た、こういうふうなことになつて居たのであります。

○高田なほ子君 ちよつと御発言中ですが、その弊害はわかつて居るわけでありませぬ。そういう弊害がわかつて居るわけでありませぬ。後、憲法が發生した当時から、今日の日本の訴願制度については改めなければならぬといふ声は古くから出たことを承知して居るわけでありませぬ。今あなたがいろいろの点を指摘せられたら、国民の権利救済が必ずしも妥当ではない、かくかくしかじかの理由でこれは直さなければならぬといふ声は、何も今上がつていたわけじゃないわけだ、訴願制度についての検討は、憲法が發生した当時からいろいろやかましく言われたことは、私もいろいろの文献で見てる。と、ところが、案がまとまつて、その期間が非常に長引いたかといふことについて伺つて居るわけでありませぬが、今、欠点だけを言つて居るわけでありませぬが、なぜ私がさういふ御質問を申し上げたかといふと、一

部では、第三条の抗告訴訟の点などについて、これは官庁立法じゃないかといわれるほど、国民の側に立つのではないとして、むしろ官庁側の便利がいかにという、いわゆる官庁立法じゃないかという、いわゆる官庁立法です。官庁立法といわれるようでは、これは、国民の権利というものは必ずしも救済されないではないかと、むしろ裏返しの批判があるわけですね。特に三条の第四項は、第四項だけにどまらないうで、本文の三十六条では、さらにこれをきつく強調している面が見られる。つまり、これが官庁立法ではないかというようなそういう批判を受けておるので、私は、官庁側の意見などばかりよけい聞いておいて、ほんとうに国民の権利救済というところに徹さない面があるから、なぜそんなに長引いているのかという点を裏返して質問したわけです。それに対して、官庁立法の性格はないんだとおっしゃるならば、どういふ点でないのかということをも少し詳しく言っていました。また、この四項のようなのは、当事者訴訟と同じくしたらい。仮処分で執行停止にすればないんじゃないですか。どうもこの四項などは、私はしろうとでよくわかりませんが、四項は、現行法では規定がない。農地改革の場合、地主側がこういうことを出したことがあるといふ前例を文献で見ただけですけれども、どうも官庁立法においが強い、こういうわけでおるわけですね。そういう疑問に対して、もしここでお答えいただけるならば、その疑問を解くに足る法文にあっては、三十大条はしぼっていませんというふう

に、明快に御答弁をいただきたいと思

う。

○説明員(杉本良吉君) 三十六条でございしますが、これは……。

○高田なほ子君 抗告訴訟のところですよ。三十六条の関連。

○説明員(杉本良吉君) 三条の四項と、それから三十六条の点でござい

ますが、無効確認訴訟につきまして、特にこういふ三十六条のような規定を設けたわけではございしますが、これは、権

利の救済を狭めたというふうなことで、

はなれども、三十六条の後段を見ていただ

きますと、「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする

現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り」無効等確認の訴えを提起すること

ができるというところでございまして、

農地の買収処分について申し上げます

ならば、農地の買収処分の無効確認とい

うふうな、そういう訴訟的に申しま

すとの疑問があるような訴訟を提起しな

くても、固なりあるいは充り渡しを受

けたその者に対して、普通の民事訴訟

と同じ格好の訴訟、つまり所有権確認

の訴えであるとか、あるいは登記抹消

を聞いていただきますと、四十五条で

は、見出しとしまして、「処分の効力

等を争点とする訴訟」、こういうこと

になっておられます、この中で、これ

は性格から申しますと普通の民事訴訟

でございしますが、しかし、その争点と

なっておりましてのが行政庁の処分であ

るといふことのために、若干行政庁の

訴訟参加であるとか、あるいは職権証

拠調べの規定を準用するという格好で

規定しているわけではございまして、

それから、その出訴期間等につきま

して、これはほとんど変わらないわ

けでございまして。従来も、無効等確認

の訴えにつきましては、出訴期間の制

限はないわけではございまして。今度も、

普通訴訟で所有権確認等の民事訴訟を

起こせば、出訴期間の制限はないわけ

でございまして。

それからまた、三十六条からみま

して、それでは無効等確認の訴訟が起

こせると思つて起こしたところが、三

十六条の制限によつて起こせなとい

う場合はどうなるのかということ

でございしますが、その場合には、三十八

条で取消訴訟に関する規定を準用いた

しております。二十一条で、かりに無

効等確認の訴えが三十六条の要件に該

当しないという場合であっても、ほか

の訴訟、つまり先ほどから申し上げて

おります所有権確認の訴えというよ

うな普通の訴訟へ訴えを変更すること

ができる、こういう道を開いております

ので、三十六条を一見いたしました

と、何か国民の権利の救済を制限した

ような感じを与えたいと思つてござい

ます。法律的にはそういうことではないよ

うにいたしておるつもりでございま

す。

もう一つの問題点は、しばしば問題

になっておる三十一条の問題でありま

すけれども、これなんかは、もう明ら

かに行政庁側に非常に有利な特例で

ある。私は、現在のわが国の行政事

件——まあ数字は的確でないかもしれ

ませんが、この前どなたかに質問した

ときに、的確に数字をお答えにならな

かったので、調べてみましたから、一

年間に大体六百五十件くらいあるそ

うで、行政事件。そこで、戦後十年

間通して見ると、国民の勝訴になつた

という部分はわずかに二五%である

というように、国民の権利救済とい

うのは、政府当局としてもかなりのや

はり御注意なり、今後の運営について

は御留意いただかなければならない点

ではないか、こういうふうな希望を持

つわけです。したがって、今例として

出しました二十五条の二、三項のし

りはどういう作用をするか、三十一

条のこの言ひ分に対して、的確な御答

弁がいただきたいのですが、特に三十

一条は、「処分又は裁決を取り消すこと

が公共の福祉に適合しないと認めると

きは」云々と、こういうふうになって

おる。しかも、裁判所は違法宣言だけ

できることになっておる。これではたい

へんまずいんじゃないか。裁判所は、

場合によっては請求を棄却することが

できるんだと書いてある。その場合

に、裁判所は請求を棄却するという権

能をここで明記するならば、請求棄却

の理由というものを当然明示しなけれ

ば、

ばならないという私は国民に対する義務があるのではないかと、そういう考え方を持っているわけなんです。従来もそういう例はたくさんあるかもしれないけれども、特に三十一條のこの取り扱い等については、今後の運営については、請求権の棄却という問題については、相当の深い配慮が必要になってくるのではないかと、こういうような疑問を持つものであります。どうぞ私の今の質問に対して御答弁をいただきたいと思いますが、時間の都合から、裁判所側からも、当局側からも、また法務大臣からも、私の質問に対してお答えをいただきたい。

○國務大臣(植木庚子郎君) たいま御指摘の敷点につきましては、拝聴しておりますと、おおむねの場合、国民の個々の権利の救済の問題、それといわゆる公共の福祉を守るといふこと、その間における要するに比較検討の問題になろうかと思っております。もちろん、この法律が国民の個々の権利救済を最も尊重して考えなければならぬことは言うまでもございません。したがって、全体にわたっての今回の改正、全面的改正も、それを十分尊重いたしましたので、その方針のもとに立案をしておるのでございますけれども、しかしながら、また憲法上におきましても、御承知のように、公共の福祉のために、個人の持つております憲法上許された権利でありましても制限を受ける場合があることは、御承知のとおりであります。その精神もまた同様に、個々の権利を尊重して参りたいけれども、しかしながら、それがそうすることによって公共の福祉に

大きな支障が起るといふような場合には、まあ行政権の最終の目標といいたしましては、やはり国民全体の公共の福祉を守っていくということも、これまた一つの大きな目標でなければならぬのであります。したがって、この間にあって、どうもどちらのほうを特に強く考えるかという問題によって非常に見解が分かれると思っております。この法律案において考えておりますところは、個々の権利の救済を第一の目標にしますが、しかし、万やむを得ざる場合に、公共の福祉のために放置するわけにいかぬ、あるいはその権利の主張をそのまま認めるわけにはいかぬというような場合には、やむを得ず公共の福祉のほうを優先させて参らなければならないという場合があり得るといふことを前提に、非常に制限に制限を重ねた上でこうした条文が残っているというところでございます。この点は、したがって、われわれこの法律の定めるところによって運営をいたしましう場合には、ほんとうに公平な立場に立ち、しかも、法の精神とするところ、あるいは憲法の基本的な考えをその公共の福祉という問題も十分深く慎重に検討の上で運営をしなければならぬものと、かように考える次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) たいま法務大臣がお述べになりましたことと全く同じ見解であります。 ○高田なほ子君 もう一問だけ。法務大臣の御答弁は、それでよく私にはわかるわけですが、また、そういう注意をしなければならぬ、慎重な注意が必要であるということをよくわかり

ます。しかし、原則問題をここで繰り返したくないわけですが、公共の福祉と個人の権利という問題は、しばしば問題になったところで、もし公共の福祉がやむを得ざる場合に優先するということに認めれば、当然三十條の「裁量処分の取消し」等については、これは相当なり研究しなければならぬ問題点ではないかという事を私は指摘しなければならぬと思っております。つまり、三十條の「裁量処分の取消し」は、裁判官の考え方によることによることになっているわけですが、「裁量権の範囲をこえ」といふようにばく然たる言葉は、せんじ詰めていくと、裁量権の範囲というものは、そうすると一体どういうことなんだ、これはまあ通常社会の通念上から見て云々という答弁できないうでしよう。そういう答弁できないうでしよう。それからまた、こういう「範囲をこえ」といふ言葉があつた場合、どのような場合に一体乱用だといわれるのかというように、裁量処分の第三十條の取り消しという点には、やはり公共の福祉という点も一応こどもって大きくかまえておれば、特にこの三十條の運営の面については、十分に厳格に規定しなければならぬものである。 「裁量処分の取消し」といふものは、こういうばく然たる「裁量権の範囲をこえ」とか、それから「濫用があつた場合」とか、こういう裁判官の考え方によってどうにもなるというのではななくて、厳格に規定されなければならぬ。私をして希望としていわしめるは云々というくらいな、それくらいな明確な厳正な規定というものが三十條運営の中に加味されることが望ましい

のではないかと。こういうふうに、まあ大臣のお気持ならば、そうあるべきではないかという意見を持つておるわけなんです。これはあくまでも私の意見でありまして、将来私の発言が記録に残つておるわけですから、どうぞひとつこの法案が法律として生きた場合に、十分にお考えいただくことを希望いたします。大臣から特に私は答弁を要求はいたしません。意見として申し上げます。

○龜田得治君 大臣が出席までに問題になりました総理大臣異議の問題に返りたいと思つてますが、先ほど申し上げたとおり、この制度は、沿革的にG.H.Q.の意見によって挿入されたものであることは、これはもうはっきりしておる。この国にもない。行政権と司法権の関係が適当なところにとどまらなければならぬ、そんな抽象論はもうわかつておるわけです。それはお互いにわかつておるわけです。そこで、そういう立場を認めながらも、このような司法裁判所の決定を総理大臣の異議によってひっくり返していくといつたような制度はどこにもないわけなんです。そんなことが起きないように、司法裁判所がみずから自制をしていくという問題は、各国とも、みんな判例、学説等によって、おのおの国に適したやり方があるものが確立され、努力されておると思つて、それは、そういうことにまかすべき問題なんです。司法裁判所が一たん判断したものを、全然系統の違つたものが横から出てきて待つたをかける、御破算になる、どこにもないのですよ、これは。したがつて私は、これは参考人の御意見だつてもほとんどそれで、六人と

も、大臣もお聞きになつたはずですから、この制度は、絶対これは了承できない。しかし、やむを得ず設けたらしたとしても、そういうことで十分なしほりをつけておく、これは私は必要だと思つて、そういう立場から先ほど質問をしていたわけですが、そこで、この二十七條の第三項ですね。総理大臣がそういう異議を述べた場合に、理由をつけるわけですが、その理由においては、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示さなければならぬと、義務的な規定になつていないわけですね。「示すものとする」。そういう、逐条説明でもそうですが、先ほどの訟務局長のお答でも、これは注意的な規定なんだと、そういういたしますと、そのような事情というものが示されておらないような異議の申し立てでありまして、一応それで通ることになるのです。これは単なる注意的な規定だと、こう言われておる。私は、これははなはだ不当だと思つておる。制度を置くこと自体に問題があるのです。しかも、第三項をわざわざこういうふうな置きながら、それは単なる注意的な規定なんで、そこまではっきり書いておくべきではない。そんなことではどうも了承できない。これはどうですか。法務大臣、それから最高裁判所の意見も聞きたいわけですが、抽象論は別として、このよ様な例外的な制度といふことを考えるならば、単に注意規定として置いておくんだけれど、どうですか、そんなことではないのかどうか。

○國務大臣(植木庚子郎君) 二十七條の三項の逐条説明のときに申し上げておる通りであります。私は、その二



十七条の二項、三項をあわせ読んで考

えました場合に、「前項の異議には、理由を附さなければならぬ。」これは、理由をつけなきやならぬという義務規定です。そしてその理由については、すなわち三項では、「前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分を執行し、又は処分を執行し、又は手続を執行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。」こう書いてあるのでありますから、この条文を読みまして私の解釈としましては、理由を付さなきやならぬ、理由にはこういうことを示すものとする、とあるので、単なる注意規定と読むのは、私はどうかと考えます。むしろ、理由を付さなければならぬ、その理由に対してはこうこうこういうことの事情を示すものとするというのですから、その理由の中に、公共の福祉に反し、重大な影響を及ぼすという事情を明らかにするというのが当然総理大臣として考へなければならぬ趣旨のものではないかろうかと、私はそう考えます。ただ、今も政府委員の私語によって説明を聞きますと、個々の逐条説明のときに、ややこの点が私の今申し上げる解釈よりは少し弱い、ルーズになつてい

る点があるように思いますが、私は、少なくとも私としてこの条文を読み、かつ実行する場合の考え方としては、私が今申し上げたような趣旨に解釈してやるのが当然じゃないかと、私はそう考えます。

○龜田得治君 大臣のそういうお答えであります、こちらは納得できるわけですが、それならば、どうもこの逐条説明書を書きかえてもらわぬといか

んですね。どうなんですか。○説明員(杉本良吉君) 今の点は、大臣がお答えになつたと同じ解釈でもって逐条説明いたしているわけでございます。逐条説明のほうで、第三項は訓示規定というふうに解しますというふうに申し上げているのは、これは、この規定の性質がそういうのだということを申し上げておられるわけでございます。ごらんになつていただきますとわかりますように、「前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、何々すべからぬ」と、これは、しなければならぬといつたしましても当然のことでございますが、内閣総理大臣に向けておられる規定でございます、三項というのは、したがって、この規定がそれ自身の性格から申しますと、これは訓示規定だということを申し上げておるわけでございます。ただ、二項の解釈として、先ほど大臣から御説明がございましたように、その理由を付したか付さないのかということ、これは裁判所の判断でございます。その場合に、三項のような、そういう内容を具体的に書いたものでなくては理由を付したことになるのかどうかということ、これは効力規定だとか何とかがという問題じゃございませんで、おそれなく解釈してしまつては、そういう具体的に理由が書いてないことには理由を付したことはならないだろう、こういうことでございまして、逐条説明書のほうでは言葉が足りませんものから、ただいまのような御批判があつたと思ひますけれども、私どももいたしまして、その間の実質的な解釈につきましては変わらないように思ひま

す。○龜田得治君 これは非常に重要な点ですが、現行特例法の第十条の第二項と第三項がたゞいま問題になつてゐる点であります。○前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならぬ。これは義務規定というふうな解釈がされておられないでしょうか。現行法においても、これは訓示的なものだというふうな裁判所等の扱ひがなつてゐるはずで、現行法で義務規定のような書き方をしながら、なおかつ、それが注意的なものだ、こういうふうな扱ひをされておられるのに、現行法よりも弱く見方をここでしながら、こういう弱く見方をした場合に、これは全く意味のない規定になるおそれもあるわけですね。理由なんかどうでもいいのだ、とかもか、総理大臣は異議があるのだ、その一発でいけるようになりますか。大体現行法の扱ひというものがやはりもとになつて、この新法の解釈等も今後なされると思う。そういう点で関連するから聞くわけですが、これは最高裁のほう、どうですか、そうなつておるでしょうか。この文字は今私が申し上げたようになっておりますけれども、その点……

て、ただ、何らのこの具体的な事情を示しておられない、こういう場合には、これは理由が附せられていないというふうに見ていいのではないかと、いうふうに見えるわけでございます。ただ、抽象的に申し上げますと、それでどの程度の具体的な事情を示す必要があるかという問題になります。理由の明示があると認められる程度の具

体性はなければならぬということになるかと思ひます。それでは、どの程度の具体性があつたらこの理由が示されたことにならうかという問題になります。これは、各個のケースによつていろいろ違ひが出てくるかと思ひますので、各個の場合について判断していくより仕方がないのじゃないかというふうなことを考へる次第でございます。○龜田得治君 私のちよつと思ひ違ひかもしれませんが、現行法では、理由の明示というのがやはり効力規定になつておるのですか、そういう扱ひに。○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) そういう解釈になつておると思ひます。○龜田得治君 それは間違いないですか、法務省のほうは。○政府委員(浜本一夫君) 私、従来御説明申し上げました逐条説明の今の論点に当たります部分、やや筋が妥当を欠く点があつて、誤解を招いてゐるようには私には思ひます。もちろん、二十七条の二項においては、理由を付さなければならぬのであり、三項では、その理由はかくかくのものであるとありますから、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を理由

として付さなければならぬことは、当然効力規定であり、要件であることは、これは間違いない。ただ、公共の福祉に重大な影響を与えるおそれのある事情を裁判所はその場合に判断をして、ちつとも公共の福祉に重大な影響を及ぼさぬかと言われれば困りますので、その点については効力規定ではないと申し上げておるのであります。公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を理由に

おいて述べなければならぬことは、これはもちろん要件です。ただ、お前の言うことを見て、ちつとも公共の福祉に重大な影響を及ぼさぬかといふことに、及ぶか及ばぬかといふことについて、裁判所において判断権があるというふうには解しない、その意味において、私どもは訓示規定だといふふうに申し上げたのであります。公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を理由として付さなければならぬ、これは要件であることは間違いない。それは現行法においても同じであります。逐条説明におけるこの部分

がやや妥当を欠きましたために各種の誤解を招きました点は、私どもの責任であると思ひます。○龜田得治君 配付された資料によりまして、「内閣総理大臣の異議陳述に関する資料」ですね。この中の目次三の第十番目ですね。第十番目のものについては、異議の陳述書というのは裁判所に出していないようですね。こういうものになったのですか。公共の福祉に重大な影響を及ぼす、そういう理由の明示というものが効力要件だとい

のであれば、少なくともそれは文書によつてちゃんと出すという事でなければ、これは常識に反しますね。

○政府委員(浜本一夫君) 亀田委員はそういう主張に基づいておっしゃるか知りませんが、私の記憶に残っておりません。限りにおきましては、この内閣総理大臣の異議を文書によらずに口頭で述べたという事実はないと記憶しております。

○亀田得治君 これは私の読み違いでしょうか。結局、異議陳述書が裁判所に行かないうちに問題が解決した、そういうことですか、この十番目のやつは。異議の申し立てがあつて、そうしてその申し立てに基づいて却下された。この表では、そういうふうに見えるわけですが、そういうわけじゃないのですか。口頭で述べたのかというふうには私が見たわけですが、この十番目の事件というのは、どういふふうになつておるのですか。やはり却下処分してはいますね。そうして裁判所に対しては、異議の申し立ては決定前におこなふことはしておる。しかし、陳述書は出ておらないと書いてあるから、私は疑問を持つわけなんです。それなら口頭か、裁判所に対して総理大臣が電話でもしたのかという疑問を持つわけですね。この表にそう書いてある。したがって、効力要件だとは言いながら、ともかく総理大臣のほうから何か書いて持つてきたら、それで認める、そういう軽い扱いをしておるのじゃないかという疑問を持つわけなんです。書類すら出ておらないものを、異議の申し立てがあつたというふうに認めるなんというのはいふのほかだと思ふ。法律にはそんな、書類によつて出

せとは書いてないけれども、それは当然なことでしょう。一々そんなことを書いておる必要はない。

○政府委員(浜本一夫君) 先ほど、私の記憶にそういうものはないと申しましたが、亀田委員の御指摘によりまして、明らかに十番目の事件は、特に本件についての異議陳述書は裁判所に提出されなかったと書いてありましたので、出されなかったことがあるかと思ひますが、その間の事情は、もう少し取り調べた上で……。

○亀田得治君 「取り調べた上で」と言つたので、国会はききやうで終わるわけであつて、まあ会期延長でもしていただたら、ゆっくりこれはお尋ねできるわけであつて、継続審議してもらいましうか。委員長のほうでお願いできればいいわけですが、つまりこの点は、効力規定と注意規定と二つに分けますと、何か型が二つしかないようでありますが、しかし、実際の判断においては、非常にルーズにやつておるんじゃないかと、たとえば、公共の福祉に重大な影響があるという文字さえ書いてあれば、それで正式な異議だと、まあそんな簡単なものでなくても、一応二十行か三十行、適当に、抽象的に書いてある、そういうことなら、それでもいいんだといったような考え方が従来の取り扱いにもあるんじゃないかと思ひ、また、この立案者の皆さんにもそういう気持があるんじゃないか、そういうことでは、これは私は死んでしまふと思ひますね。幸い法務大臣は非常に、これはここに書いてあるように、しっかりと書いてもらわなければいかぬのじゃないかと、こうおっしゃつて

うもしつかりやつていもうとうことなら、まあ不承々々だが、これは了解もするわけですが、裁判所のほうはどうですか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) この点は、裁判所でいろいろな会話を開きました。問題になつたところでごいいますが、やはり具体的に、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示さなければならぬ、程度は、先ほど申し上げましたように、過去の事件についていろいろあると思ひますが、大体その線であると思ひますが、おつたんじゃないかと、こつたに考へるわけでございます。

○亀田得治君 そうしたら、結局、具体的に、公共の福祉に重大な影響を及ぼす事情を書かない場合には、総理大臣の異議として取り上げない、そういうふうには理解していいですね。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) これは、裁判所の個々の裁判官の判断に待たなければならぬかと思ひますが、口頭の異議も許されるということになれば、異議としては一応成立するかも知れませんが、理由が、具体的事情が示されなくて、理由になつていない。こういうことに理由が示されていない。こういうことになれば、異議としての効力がなく、異議として扱わない、こういう扱いになるんじゃないかと私は考へるわけでございます。

○亀田得治君 これは口頭でもよろしいんですか。提案者、どうなんです。

○説明員(杉本良吉君) この異議の陳述は、これは、法律的には、口頭でも

もできるという建前であらうと思ひます。ただ、先ほどから問題になつておる三項でございますが、三項は、従来異議の理由を明示しなければならぬというふうになつておるにかかわらず、抽象的な異議の陳述がなされてきたというふうな感じがございましたので、現行法のそういう欠点を補うために、三項で、訓示規定としまして、できるだけ具体的に書くようにという、そういうことをつけ加えたわけでございます。それから、現行法にプラスした規定である、こういうつもりでございます。

○亀田得治君 それで、具体的に明示すれば、それはやつてきて口頭で述べてもいい、総理大臣が直接来ることはいいでしょうが、総理大臣の代理として、そして口頭でしゃべつてもいい、そんな解釈が一体出てくるのですか。それは、口頭とか文書とかは、もちろんここに書いてありませんよ。ないけれども、口頭でもいいということ、そんなこと言えますか。総理大臣が来て口頭というなら、これは直接です。それから、私はまだいいと思ひ、ある場合によつては、そんな文書を作つておるひまもない、すぐ、開議が終わつて東京地裁へ走つていかなければならぬといったような場合は、それはそれでいいかも知れない、具体的な陳述が大抵みずからあれば、だけれども、それ以外は、それはほとんど、もし口頭であるとしたら、それは代理の場合が多いでしょう、代理や電話の場合が多いでしょう。そんなことは当然、この総理大臣の異議の制度が認められておる趣旨からいって、事情を明確にしておかなければならぬという必要性からみて、

そんな口頭でもいいというふうなことは言えないわけでしょう。口頭にこだわるわけじゃないですけれどもね。口頭でもいいというふうなものはいふ方は、何かこう軽くあしらつておるようでは、はなはだおもしろくないわけなんです。そんなことが議事録に載ること、はなはだ私はおもしろくないと思つて確かめるわけですが、これは常識じゃないですか。こんな口頭じやいかぬでしょう。

○説明員(杉本良吉君) 口頭でもよいと申し上げたのは、法律の形式論から言いますと、必ずしも文書による必要はないという解釈になります。ということと申し上げましたので、實際上、従来も、口頭で内閣総理大臣の異議が述べられたという事例はございませんし、それからまた、おっしゃいますように、この制度の趣旨からしても、將來にわたつても、そういう口頭による陳述というものはないであらうというふうには思われません。

○亀田得治君 時間的に制約されていまして、できるだけ私も簡潔に大事な点だけ聞いておるわけですが、簡潔にお答え願ひたいのですが、しかし、先ほど局長から、お調べの上で言われました、この「日本炭鉱労働組合に対する緊急調整処分の執行停止事件」です。これについては、異議の申し立てはあつたことは明確なんです。しかし、陳述書が出ておらない。これはおそれ、陳述書が出ておらない。これはおそれ、知事かだれか知らぬが、出てきたに違いない、こういう事例があるわけなんです。だから、こういうことはいけないというなら、この二十七条において、「内閣総理大臣は、裁判所に

そんな口頭でもいいというふうなことは言えないわけでしょう。口頭にこだわるわけじゃないですけれどもね。口頭でもいいというふうなものはいふ方は、何かこう軽くあしらつておるようでは、はなはだおもしろくないわけなんです。そんなことが議事録に載ること、はなはだ私はおもしろくないと思つて確かめるわけですが、これは常識じゃないですか。こんな口頭じやいかぬでしょう。

対して文書をもって、「こういうふうにして書いてもらいませんか」といえないと思ふ。まああなたの方で、解釈として、ともかくそういう口頭などは認めない解釈だ、こういうことをはっきりおっしゃるならいい。だけれども、それもおっしゃらない。まあ法文の解釈としては、口頭もあり得るというようなことをおっしゃるのでは、はなはだ私には不適当だと思ふ。

○説明員(杉本良吉君) この内閣総理大臣の異議陳述に関する資料の二十八ページの十、日本炭鉱労働組合に対する緊急調整処分執行停止事件、これは、かつしてありますように、「本件」についての異議陳述書は裁判書に提出されなかった。こういうふうに、これは、一応法務省のほうで用意だけはいましたのですけれども、結局は、内閣総理大臣の異議は申し立てがなかったということ、ただ参考資料としてここに付け加えたというだけのことです。これは参考資料として、不必要なものまでこの中に、今まで一応作つたものを全部あげただけでございませぬ。これを裁判所に提出したかどうかということと関係がないわけでございます。

○亀田得治君 日本炭鉱の事件では、陳述書が提出されなかつたでしよう。そう書いてあるのじやないですか。そうすると、口頭というようなことは認めないわけですね。

もう一つは、今度の制定では、国会に報告するとなつて居るでしよう。という事は、総理大臣の行為について国会の批判を受ける、そういうことになるでしよう。そうすれば、当然異議を述べたときの理由というものをその

時点においてはつきりしておく必要があるでしよう。そのときはやむやむやなことを口頭で言ひたり、あるいは異議の内容を適当にばく然と書いておいて、いよいよ国会が近くになって、追及されそうだからというので、適当にまたそのうち考え出して書くというようなことになるでしよう。それでは、国会に対して報告をして、総理大臣のそういう行為についてほんとうの批判を受ける、もし間違つておつたら、追及されても仕方がないという建前から言つてもおかしいわけですね。異議の時点においてそのことをつきりしておく必要があるから、よけいそうなるわけではいけませんか。

○説明員(杉本良吉君) 実際上は、すべてそういうことになると思ひます。

○亀田得治君 では、そういうわけでも、今まで以上に、この規定は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすという点の具体的な明示と、こういうものが必要なんだというふうにはひとつ理解をしておきます。

それからもう一点ですね。二十七条の第六項「内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べはならず」となつて居るのです。が、例の法制審議会の答申案では、「真にやむをえない場合のほか、こう書いてありますね。なぜこういうふうにする少やわらげらるような表現を用いる必要があるのか。例外規定なんですから、そしてどの条文もほとんど答申案どおりの条文化をやつて居るのです。まあ多少違う点もありますが、しかしこれなどは、実質的に違ひないんだというならば、何もそんな形容詞を特にいじ

くつてみる必要がないわけですね。おそらくこれは、行政側から、ここはもうちよつとやわらげてくれといつたような要請等もあつたんじゃないかと思ふのですが、なぜこんなことさらにこの答申案と違つた形容詞をお使いになるのか、御説明を願ひたい。

○政府委員(浜本一夫君) おっしゃるとおり、法制審議会の答申の際には、「真に」という形容詞がついておりました。しかし、これを法文化するにあたりまして考えてみますと、「真にやむをえない」、「やむをえない」という言葉自体が、「真に」があつてはむしろおかしいと思ひまして、無用な修飾語であると考へましたのでありまして、趣旨は同じであります。

○亀田得治君 だから、おそらくそれは趣旨は同じだといふふうにお答えになるでしようか、趣旨は同じなら、答申案どおりやつたらいい。やはり第三者に与える印象を強めたという感じを持ちます。

○政府委員(浜本一夫君) 「真に」とを「やむをえない」という概念上、「真に」といふことがないほうがいいと思つてとりましたので、行政庁から圧迫を受けたために取つたわけでもありませんし、また、「真に」を取ることによつてそういった概念に違ひを来たすとは私ども少しも考へておらぬのであります。

○説明員(杉本良吉君) これは、ただいま局長が答弁いたしましたような趣旨でございますが、法制局の審査の段階で、「真にやむをえない」という言葉を、こちらのほうといたしましては、今亀田先生から御意見がございましたように、やはり置いておいてくれたほうがしるうとわかりがしていいのじやないか、また、ほんとうの気持が出るのじやないかといふことを法制局のほうに言ひましたところが、「真にやむをえない」という言葉は、ほかの法律では使つていない、そういう場合でも、法律の用語としては、「やむをえない」といふ言葉を使うのだといふことを、ほかの法律の例をあげられまして、そういうふうにするべきだといふことで、全く技術的な経過をたどつてこつたことになつたわけでございますから、御了承いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 ほかの法律でも使用されている例は、私はあると思つて居る。あるはずですよ。絶対ないですか。それは、調べてみたらどうなるかわかりませんが本件は、やはり三権分立という問題、裁判所と総理大臣との関係、こういうことでありまして、この関係は日本じゅう一つしかないのです。一つしかないのだから、その一つのことに対して、適切な言葉を使つたつてちよつと差しかえなないです。日本に総理大臣が何人もいるなら合だけ特にしほつていくといふことで少しも差しかえなないと思ひます。はなはだ私は答申案にこういふ「真に」といふ言葉が入つておらなければ、これは了承します。わざわざ入つて居る

ものを削る必要がないのじやないか。しかも、この答申をやるときには、訟務局長だつてちゃんと委員で出て居るわけです。これはやはり一番いいと思つて、そうやつたに違ひない。それが法案にされる段階で変わつて居る。この答申の作成者は全部法律家です。

○政府委員(浜本一夫君) 「真にやむをえない」といふ文言が入りましたので、従来ままとりましたものが法制審議会の総会で認められるか認められなかつたかといふきわどい段階になりました。これは経過を申し上げるのであります。これは経過を申し上げるのであります。私と津田調査部長とが日本弁護士連合会のおも立つた方のごところに参りまして、そしてそれでは内閣総理大臣の異議が乱用されぬ担保として、抽象的ではあるが、こういった制約を文言の上に表示した上で総会を通してもらうようにといふことで、かれこれ協議をいたしました結果、真にやむを得ない場合でなければ述べはならないといふことにはいたしました。ところが、まあそれは自分はいいと思つたが、他の長老にも語つてみようといふことで、すぐその場で、電話で長老の方に相談をなさいまして、そうしてまた、私のほうでは、杉本参事官がその近くにおつたものですから、すぐまた杉本参事官をその場に電話で呼び寄せまして、こういうことならいいといふことになりそうだが、差しかえなないかといふことで、私どものほうも三人協議をし、また、弁護士会の方でも電話でお打ち合わせの上で、それではよからうと、その場合に、たまたま

「真に」という言葉が入ったのでありますが、私ども、別段「真に」があるからないからということでも云々したのではないのでありまして、たまたま「真に」という言葉を使ったものでございまして、それが入ったのでありまして、さて条文化する段階になりまして、やむを得ないという概念に「真に」があつてはおかしいと、こういう注意を法制局から受けました結果、「真に」を削りまして、意味に少しも変らぬという前提で、「真に」を削っただけでありまして、それを削ったことに對して、これが狭く解される、あるいはルーズに解されるというふうには私ども少しも思つておりません。あるいは一般の方には、そういった御懸念を抱きになるようなことも考えられるかと思ひますけれども、それは、私どもから言わせば、ちよつと言葉は適當を欠きますが、無用の御心配であると申し上げるより、いたし方がないと考えます。

○龜田得治君 この制度を存置するかどうかは、法制審議会でも、結局は、これは多数決ですれすれのところを通じているわけなんです。そういう経過もあつて、第六項のようなものが出てきておるわけですから、私は、答申案どおりの表現にしてほしかつたと思ふんですが、結局は、そうすると、この法案どおりの表現であつても、答申案の第六項と意味は少しも変わらぬ。別にそれよりも弱くしたつもりのもではないと、こういうふうな理解していいですね。

○政府委員(浜本一夫君) 全くそのとおりでございます。

○龜田得治君 まあその点はその程度にしておきます。

それから、この異議を述べる経路です。これは現実にはどういふふうになつておるか、その点の御説明をお願いしたいんです。昭和二十五年の十一月三十日に、次官會議の決定で一応取り扱ひの申し合せができておるようですが、まあだいま時間もたつておるわけですが、現状について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(浜本一夫君) 龜田委員の御指摘の資料に明らかでありますように、その申し合せ以後におきましては、所管の大臣と法務大臣とが連名で内閣総理大臣に申請をする、それ以外には異議は述べないという実例を打ち立てまして、目後それを守つております。また、實際上の経過といたしましては、所管の行政庁から私どものほうに異議を述べてもらいたいということを書いて参りますと、私どものほうで、はたしてそれが内閣総理大臣に異議を述べるに値する事案であるかどうか、真にそういう事情があるのかというところをよく審査いたしました上で、内閣総理大臣に異議を述べるべきであるということになりますれば、行政庁のほうの側にもその旨連絡いたしました。今言つた双方の大臣の連署のもとに内閣総理大臣に申請をする、そして異議陳述書というものを作つて、判ごをもちやうという実際の経過をたどつております。

○龜田得治君 そういたしますと、まあ行政庁からその主管の大臣に連絡に相談がある。その後には総理大臣のほうに行くということのようですが、その順序が逆になるようなことはないのですか。つまり、関係行政庁から自

治大臣なら自治大臣のところに要請がある。自治大臣は総理大臣にそれを要請する。総理大臣は、よし、わかつた、しかし関係があるようだから、法務大臣とも一応相談せよといったような経路をとることはないか。総理大臣のところに行く前にまあ総理大臣自身の行政処分はもちろぬ別個ですよ。私の今申し上げているのは、それ以外のいろいろな問題がありますね。そういうものについてのことなんです。総理大臣のほうへ先に行つてただ形式だけ法務大臣も一応通す、そんなようなことは絶対ないわけですか。

○政府委員(浜本一夫君) 従来、私の関係しました限りにおいては、そういうような事例は一件もございませぬ。

○龜田得治君 そういう場合にこの法務大臣の扱いですね。これはどうなんですか。法務大臣は、他の行政官庁と多少は違ふと言ひながら、しかし、やはり行政官庁、総理大臣の管轄下にあるわけですね。

したがつて、この法務大臣のところにおける扱いが非常に重要になるわけですが、私の聞きたいのは、比較的やはり裁判所との関係というものは、法務大臣が一番強いわけですね、まあ行政上の組織上の問題などは一応離れて考へて、実質的な面です。そういう点を活用されて、一応裁判所側の意見等も聞いてみる係争事件のかかつておる裁判所の裁判官の意見という意味じやないのですよ、私は、最高裁なら最高裁としてのいはゆる——総理大臣のほうは、これは行政権ということであるわけですからね。だから、こつちのほうはやはり司法権個々の具体的な事件についての立場とは多少違つた、広い意

味でのそういう立場からの意見の反映というものは、私は必要なんじやないか。しかしそれが、制度がこういうふうになつておりますから、それをいかにしてそういうふうにするかは、なかなか技術的にむずかしい点があると思うのですが、もしから、もう全然そういう点は法務大臣の良識でやるのだというところでお聞きしたいと思います。

○政府委員(浜本一夫君) 今の龜田委員のおつしやるような事項は、かりにその事件を担当しております裁判官でないといつたしましても事柄は司法行政に關するものでございせんから、裁判長に意見を徴してもおりせんし、また徴すべきでないとは私共は考えます。

○龜田得治君 徴すべきではないといふのは、多少行き過ぎじやないですかねこの経路が違ひますからね。最高裁と行政官庁だから徴しにくいといふならわかりますが徴すべきではないといふのは、多少これは行き過ぎだ。といふのは、本来一方で裁判所が問題を処理している。そこへ総理大臣がこのこと顔を出してきておるわけですか、そのことが問題なわけです。どこまで出さしていいのかというところから、それは当然すべての案件について必要はないかもしれませんが、問題によつては、やはり司法という立場からの意見も聞いてみるというところは、判断する上において必要だと私は思うのですがね。

○政府委員(浜本一夫君) お言葉を返してたいへん恐縮なんでありますが、こういう制度を作るかどうかについては、それは最高裁の意見を徴しなればならないと思ひますが、具体的な事

案において最高裁判所の意見を徴するということは、司法と行政の混淆であると私は思ひます。

○龜田得治君 それは混淆してしまつておるのですよ。この制度が混淆してこの混淆がもうともかく行き過ぎて侵害して、司法の分野を、それはなるべくしたくない、こうおつしやるわけでしょう。だから、それならば、運用上一応その意見も参考に聞いてみて、そして法務大臣が意見をきめていくということでもちよつとも差しかえない。もうこの裁判、まざつてしまつておるのです。国会まで入つておるのです。この問題に、だからこんな問題を、こういう総理大臣報告という制度を設けたために、実際は、この立法院の国会までがこれに巻き込まれることになつておる。国会の批判は、この総理大臣から報告書が出てくる、それに対して批判が超えるわけなんです。その批判は、総理大臣のやつた異議の部分だけ批判だと、それは皆さんはそうおつしやるかもわかりませんよ。しかし、そんなわけにいかない。批判するということになれば、やはり裁判所の停止決定をやつたことが一体よかつたか悪かつたのか。停止決定後における——今度の場合も出せるのですから、どうしても議論はそうなりますよ。そうしなければ、総理大臣がやつたことが正しいかどうかということがやっぱりほんとうの批判にならぬでしょう。だから、混淆してしまつておるのですよ、實際のことを言つて。そんなに混淆がいやだつたら、こんな制度やめたらい。やめて、あるいは裁判所の執行停止が行き過ぎだつたというなら、

案において最高裁判所の意見を徴するということは、司法と行政の混淆であると私は思ひます。

それは学者なりの判例批判ということもあるのだし、または世間の批判というものもあるのだし、そういうものにまかしてですね。たとえアメリカのように、裁判所はできるだけやはり大統領の直接やったことについてはタッチしないようにしていこうといったような慣行等が自然にできていくということにまかしてもこれはいいわけなんです。だからこれは、もう混同してしまっておるんだが、混同してしまっているんだが、その混淆してしまっているには、裁判所の意見を法務大臣が非公式に聞いておやりになることは少しもそんな悪いことじゃないと思はるうのですがね。意見を聞いた場合に、それは何らかの現在の制度上法規に抵触するとか、そんなことはあります。共同事業になっていきますが、この問題は、三権の。

○政府委員(浜本一夫君) お言葉を返してまことに恐縮なであります。さような場合に、最高裁判所の意見を聞くといいたしても、最高裁は意見を述べる制度が私はないと思はれます。また、意見を求める窓口さえもないと思はれます。

○亀田得治君 意見を述べる窓口がないとおっしゃるけれどもね。そんなことではないでしょう。最高裁のほうは、そのような窓口はないですか。こういう問題について、三権分立、自分の職場が侵害されやせぬかというような問題になるわけですね。行き過ぎた異議の申し立てがあったら、やはりそうなりまします。まあその辺の判断にまかそうという程度なら、それはいいだろうが、総理大臣が、自分がやった、それ

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと出てきた場合に、それをとめようとする、その場合に、最高裁がだまって見ている、それはおかしいじゃないですか。具体的な係争についての憲法の最後の審判者と、こういうことになっていくわけですね。係争事件について、一応は例外はありますよ、こういう場合に、一体最高裁は窓口ないですか。事務総長答えて下さい。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) お尋ねを十分理解できない点もあるのですが、お尋ねは、そういう異議を申し立てる場合に、法務省のほうから最高裁のほうに何らかの意見を聞くことになっていくかというように伺ったのですが、裁判所と申ししても、御承知のとおり、各個々の事件を取り扱います裁判所はおの独力でございまして、そういう具体的な事件について、かりに法務省のほうから意見を求められましても、これはお答えいたさないだろうと思はれます。そういう意味におきましては、裁判所には窓口がないと申し上げていいかと思はれます。また、た

だ、あるいは最高裁の事務総局のそういう行政事件等を行政の面から取り扱っております局にお尋ねがあれば、あるいは何らかの意見を申し上げることができると思はれますが、それは、そういう意味では窓口はあるかと思はれますが、しかし、それは単なる参考に御意見を申し上げるということでありまして、法務省としては、これはそう重視はされないだろうと思はれます。

○亀田得治君 最高裁がそんな弱い消極的なことを言うておってどうするのですか。そうすると、法務大臣にお尋ねしますが、そういう最高裁判所ですね。司法側の立場等も自分のほうで考えて、この意見をきめるのだ、こういうふうな理解していいですか。また、聞かぬかもしれんけれども、それはわしのほうでちゃんと研究していいのだ、そういうふうな理解していいのですか。

○國務大臣(楠木庚子郎君) 御質問のような事態に直面した場合の法務大臣の措置といはしましては、従来の判例、慣例、あるいは法律の解釈等々を十二分に部内において尽くさなければならぬと思はれます。そうした場合に、先ほど亀田委員もちよつといみじくもお触れになりましたように、やはり法務大臣としては、良識に従って慎重に事を処理すべきものである、その良識に従って慎重に事を決する場合に、どういうような研究をするか、どういうような勉強をするかというところは、これはひとえに法務大臣の責任においてやるべきでありまして、今、法律にこうした行政権と司法権との間の関係に微妙な問題のあるこうした問題について、今後これをどう、手続上必ず意見を徴するか徴せぬかというようなことは、私といたしましては差し控えるべき問題である、あくまで法務大臣としては、良識に従って、法令、判例、慣例等を十二分に研究をし、事態を十二分に察して、そうして事の決定をいたすべきものと、かようにお答え申し上げます。

○亀田得治君 ちよつとこれは資料にあつたかもしれませんが、確かめておきますが、従来行政のほうから、総

理大臣異議の申し立てをしてくれという申し立てがありまして、結局法務大臣との折衝がうまくいかないでだめになったと、要求があつたにもかかわらず、それが出せなかつたというふうなのは、今までに幾つくらいございませぬか。

○政府委員(浜本一夫君) 数は私は覚えておらぬのでありますが、そういう大臣に一々相談申し上げるまでもなく、こんな事件は異議を述べるべきものでないというので、私どものほうでアウトにした事件は相当数ございませぬ。

○亀田得治君 いやまあ、あなたのほうでアウトにしたのも含めてだ。大臣の耳に入れたのも入れぬのもあるでしょうが、全体で幾つくらいありますか。まあ一つや二つ違つてもいいです。

○政府委員(浜本一夫君) 大臣まで私のほうから上申をして、大臣のほうからいかぬと言われたのは、私の記憶にはございませぬ。私どもの手でアウトにしたのは十数件あると思はれます。

○亀田得治君 結局異議を述べたのが、この資料によりまして十八。そうすると、半々くらい、まあまあということですか。

それから、これも非川さんなり、いろいろ御質問がすであつたと思はれますが、どうしても大臣の異議の制度を認めるとしても、了承できないの申し立てを許す、これはほんとうに、この例外的な規定という立場から見ると、行き過ぎではないかと思はれます。事件が持ち上がつてくれば、当然行政に

政庁からその段階で意見が述べられるわけですね。停止決定されちゃ困る、公共の福祉の立場から見ると困るという事情は、その段階でまず述べたいところがあるとした場合には、総理大臣がそこで乗り出して言うたらい。そこまでないと思はれば、直接当事者となっている行政庁が裁判所において主張したいわけなんです。ところが、それがどうしても予定どおりいかぬ、総理大臣も異議が述べなかつた、述べ

る機会がなかつたということになれば、その決定に対して、またすぐ即時抗告の方法で、上のほうで審理できるわけですね。だからそういう道があるのですから、せめて、まあこの総理大臣異議の制度を認めるとしても、現行法では、これはまあ決定前に、異議があれば早く出せと、総理大臣の立場の異議があるなら、そうなっているわけですね、現行法では、それをさらに強めて、裁判所が決定してしまつた後でも出せると、そうしたら、裁判所はまた、異議が出てきたら、決定したのを今度は取り消すと、そういうふう

に、非常に強めておるわけですね。強めるまでの必要は私はないと思はれますが、どうしてこういうことになつたのですかね。どうせ前もあと一結だというふうな簡単なことでやられたのじやないへん迷惑ですが、どうなんですか。

○政府委員(浜本一夫君) その点につきましては、現行法においても同じなんでありますが、執行停止の決定をする前に裁判所が意見を求められますのは、きわめて早急な期日を指定されまして、場合によりましては、電話で、

三日以内に意見を述べるといふ場合さ  
えも実例として私は経験しておるので  
あります。それでありますから、事柄  
が中央官庁の所在地である東京地方裁  
判所におきます場合には、おっしゃる  
とおり、展議を述べざるべき事件なら  
ば、その裁判所の指定した期間内に総  
理大臣の異議を用意するということも  
必ずしも不可能ではございません。た  
だ、遺憾ながら、行政庁は日本全国に  
またがって散在いたしており、した  
がつて、処分行政庁の所在地におきま  
して提起されます行政事件訴訟におき  
まして、裁判所が具体的に指定されま  
した期間中に、期日までに、裁判所に  
対して内閣総理大臣の異議申立書を提  
出するということが間に合わない事例  
が往々にしてございます。また、実際  
上の実情は、申しましたような実情で  
あります。もちろん、裁判所が決定  
後でありますから、そういうことが好  
ましくないといふことは言えるかと思  
います。私どもは、事柄の性質上、  
それは固有の司法事件ではないと考  
えておりますので、好ましくはありま  
せんが、決定後において異議を述べ  
ることも司法権に対する侵害であるとい  
うふうには、私ども理論的には考  
えておらぬのであります。したがいまし  
て、今申しましたような実情やむを得  
ぬ場合も予想されますので決定後にも  
述べることもできるというふうな制度  
に実はいたしたのであります。その点  
が、現行法の最高裁判所の解釈の結論  
とは、本法案は多少行き過ぎである  
とおっしゃれば、行き過ぎであるかもし  
れませんが、何分にも、今言いました  
ような実情から、決定後にも述べなけ  
ればならぬような必要が起きる場合

が、事態が想像されますので、考えら  
れますので、一歩踏み切って進んだと  
いうことになったのであります。  
○亀田得治君 その決定後に述べるよ  
うな場合には、前の決定に対してとり  
あえず即時抗告をして、その段階で述  
べていく、そうすると、抗告というも  
のは、当然制度上、前の決定の批判段  
階なのでありますから、そこへスムーズに  
入っていくわけですね。そのほうが自  
然なんです。即時抗告の段階にこれは  
総理大臣の異議を取り入れていく、も  
し取り入れるとしても、ところが、決  
定後にも述べてもいいというやつは、決  
定したものを、横から出てきて、ば  
ちやんと鈍器でなぐりつけるようなや  
り方なんです。これは、結果におい  
ては同じでしょう、即時抗告のところ  
へ持ち込まずとも。

○政府委員(浜本一夫君) お言葉を返  
してはなはだ恐縮なものであります。本  
法案をお読み下さればわかります。よ  
うに、この場合の即時抗告には、民訴  
の即時抗告と違ひまして、執行停止効  
力は持つておりません。ですから、即  
時抗告の段階で争っていけば事足る  
というふうな事案は、むしろ内閣総理  
大臣の異議を申し述べるのにふさわし  
くない事件なものであります。即時抗  
告を待つておられないというふうな場  
合が、むしろ内閣総理大臣の異議を申  
し述べる必要のある事件に当るのであ  
ります。

○亀田得治君 即時抗告によって執行  
が停止しないようになっていくわけだ  
が、それはあなた、自分のほうで意見  
を述べることをつかりしておいたの  
だから、それは仕方がないですよ。

それから、この規定によりまして  
も、そういう事情が明確になれば、裁  
判所が早く決定する、即時抗告の決定  
ということもあり得るわけでしょう  
し、何かやはりできるだけ、私の言  
うのは、裁判所の普通のルールの上  
に載せやったりしていく、そのことが大  
事じゃないかということも言っている  
。そんな異例な事柄をみだりに拡張  
することは、これははなはだおもしろ  
くない。ほかに方法がないと、これし  
か。今までそんなに不便なことがあ  
ったのですか。

○政府委員(浜本一夫君) ちよつと先  
ほど申しあげたのを一項落としたので  
あります。内閣総理大臣の異議申立  
書を準備する期間が間に合わないとい  
う場合のほかに、一たん停止決定が  
あった後にそういった事情が起きる場  
合も考えられます。それからまた、従  
来そういった例があったのかとおつ  
しやいます。対しましては、私が終  
験いたしましたのは、市町村の廃置  
分合に関する知事の処分が争われま  
した。ところが一方、補欠選挙が繰り  
返されたときでありましたかわかりま  
せん。選挙の期日が差し迫ってござ  
います。この執行を停止をされたのは選  
挙事務が行なえなくなる、実際上行  
なえなくなるという差し迫った事情が  
ございまして、執行停止に対する内閣  
総理大臣の異議の申し立てをした事  
案がございまして、さうな二つの理  
由から、繰り返して申し上げれば、内  
閣総理大臣の異議の申立書を準備す  
る期間が裁判所の指定期日に間に  
合わなかったという場合、また、停  
止決定後に、そういった事情が新た  
に発生するという、

二つの場合が考えられますので、今  
田委員のおっしゃる通りに、即時抗  
告という方法によって停止決定事案  
の当、不当を争う道はほかに、事柄  
がなかなか公共の福祉に重大な影  
響を及ぼす事案を含んでおります  
ので、そういった道を残しておく必  
要があると、私も考えた次第であ  
ります。

○亀田得治君 まあこの程度にこの  
問題はいたしまして、次に、訴願前置  
に関する点を若干お聞きしておきま  
す。結局、私たちの心配しますのは、  
今の第八條によりまして従来の訴願  
前置主義というものを廃止したわけ  
です。ただし書きの例外がついてお  
る。こういうことになるわけですね。  
このたし書きに関連いたしまして、  
各省から、おれのこの法律につい  
てはたし書きを適用してくれとい  
ったふうな要求が今もだいたいあ  
つたようなんです。結局、こういう  
ことになっておると、要求はど  
れくらいあつたんですか。数だけ  
言つて下さい。

○説明員(杉本良吉君) これは、約  
二百の法律について訴願前置を設  
けて、これよりより要求がございま  
した。○亀田得治君 そういたしま  
すと、それをこの四分の一にしぼ  
った、その努力は非常に私たち多  
とするものです。しかし、基本的  
にそういうふうな強大な欲望があ  
るわけですね。これに対して、法  
律を作る際には、厳密に、いや、  
それは認めるべきだとか、認める  
べきでないとか、こうやります  
けれども、案外できてしまると、  
いつのまにかぼつぼつ例外があ  
えていきまして、日ならずとい  
うほどまでではないで、いつのま  
にか全部復活していったということ  
になりかねないわけですね。これに  
対しては、今後どういふふうにお  
考えになつておられるのか。各省  
の法律を作る場合に、この行政  
訴訟と審査請求との関係につ  
きまして、必ずこう法務省のほう  
に連絡されるのだ、こういうふう  
なことにでもなつておられるのか  
どうか、その点を確かめておき  
たい。

○政府委員(浜本一夫君) たいま  
杉本参事官がお答え申し上げました  
ように、このたし書きの整理法案を  
作る段階におきまして、この約二  
百の法律について訴願前置を要  
求するという行政庁側の熾烈な要  
求があつたわけでございます。行政  
庁といえども、この訴願前置の例  
外に關する基準が三つあつて、そ  
の三つの基準に当たらないければ  
前置は認められぬ、この三つの基  
準のうちの一つは、自分のほうに  
有利な処分は、これに当たるとい  
うことだ、ただ、自分のほうに  
不利な処分は、これに当たるとい  
うことだ、それから訴願前置を許  
してほしいというふうな言つてく  
るのであります。三つの基準を度外  
視したような要求は今日までな  
かつた。したが、今後におきま  
しても、われわれが逐条説明なり  
提案理由なりで説明してございま  
す。三つの基準に該当するかどうか  
を厳密に審査した上で訴願前置を  
認めるといふことになつてお  
ります。もちろん、この法制の建  
前といつたしましては、私ども、  
そんな全部の法律を立案過程にお  
いて審査する機関はございませ  
ん。事柄は、法制局がそれを守  
つてくれるかどうかというこ  
とであります。現在の立法に  
法制局の職員の間では、今後の

ついても、訴願前置に関する限りは、これはやはり法務省の了解を得なければ訴願前置を認めないことにするといふことを法制局のほうでも言っておりませんので、これは、私どもに関する限りでは、守られておるものと思われますので、これがむやみに例外がふえていくといふことは、私どもは心配はいたしておりません。

○龜田得治君 現在までに訴願等、つまり行政上の不服申し立て方法ですね。そういうことによつて国民の権利が救済された、行政訴訟まで持つていかないで、そういう統計がありましたら、ちよつと数字だけ聞いておきたい。

○説明員(杉本良吉君) これは、行政不服審査法のはうにおいて資料として出されるという予定でございます。こちらのほうは、資料として用意いたしておりませんが、若干部のは手元でございますので、ごらんいただけると思いますが、今この席には持ち合わせておりません。

○龜田得治君 私の間くのは、たとえ一万件行政不服方法による申請があつた、そのうち何パーセントくらい救済されたか、そういう統計があるかということですか。

○説明員(杉本良吉君) 今申し上げたように、統計としてはございませぬ。しかし、それは処分によつて非常に救済率というのとは違つたわけでございます。たとえて申し上げますと、税法上の処分というふうなものになりますと、再調査請求、審査の請求というのがありまして、その再調査請求というのは、確定資料に基づく処分が、最初の段階の課税処分がなされておられまふもの

です。それから、それを再調査請求でもつて補うというふうな趣旨も含まれておるわけでございます。そういうものになりますと、救済率は非常に高い。地方税にしましても国税にしましても、そういう審査の請求、広い意味においては審査の請求の段階において救済されるという率は非常に高いわけでございます。しかし、そうでないものにつきましても、そのまま救済率が高くない。いろいろなニアアンスがございまして、率もしたがって違つたわけでございます。

○龜田得治君 問題によつて違つたところを聞いておるわけですか。

○説明員(杉本良吉君) 今申しました税法上の処分について申しますと、約四割から五割近く救済されておる、こういうふうに記憶しております。

○龜田得治君 そのほかの処分は、農地関係とか、いろいろたくさんあるでしょう。

○説明員(杉本良吉君) 今、計数のことでございます。ここであまり記憶の確かでないことを申し上げて、かえつて間違つたおそれがございますので、ちよつとはつきり申し上げられませぬ。

○龜田得治君 税金の場合、絶対税金を納めぬという人はないので、結局金額の差になるわけなんです。それがどの程度になったらこれは救済されたと見るか見ぬかという、そこら辺のこれは程度の問題です。ところが、それ以外のことは、普通はなかなか救済されてないのですよ、大体において。そういうところに、この行政訴訟と審査請求との関連性の問題があるわけ

けなんです。これは理屈だけでは、私はどつちがいいかというものはなかなか判断できないと思つたのです。やはり今までは行政に持つていつたつて聞いてくれぬ、こういうところややはり日本における特殊事情があるのです。アメリカ等の場合だと、訴願前置は例外でありながら、大いに審査請求のほうが発達しているように聞いているのは、それは、やはりアメリカの行政制度が民主化されて、なるほどおれは間違つておつたと思つたら、みんな直していく。だから、行政訴訟よりもそつちのほうが発達していつているというところだろつと思つたのです。そういうわけですから、この段階では、やはり審査請求を強制していかうような、そういうことはまだまだ私はいけなかつたと思つた。行政関係がきちつと民主化すれば、それは私は、行政を通じていこうのも、相當なやほり理由があると思つた。そういう意味で今度は法を改正されたのでしようから、その例外を大いに乱用されて、原則と例外が反対になつてしまつたというふうなことになるように、これはひとつ、法務大臣の考え方をちよつと確かめておきたいわけですね。

○國務大臣(植木庚子郎君) 従来たくさんにありました訴願前置の法制を整理いたしました。そしてその整理の際に三つの基準を定めて、先刻來、政府委員または当局から御説明申し上げているような結論に相なりましたので、今後の問題といたしまして、われわれといたしましては、極力この三つの基準というものを嚴重に解釈いたしまして、できるだけ限りの国民の権利の伸張に資するように持つて参りたい、

かように考えます。もちろん、その過程におきましては、行政の意見と相対深く折衝しなければならぬ場合も起ころうと思ひますけれども、われわれは、この行政訴訟の事実を扱います担当の機関といたしまして、この法律の精神を十分今後においても生かして参りたい、かように考へる次第であります。

○龜田得治君 もう一つ、先ほど局長の答弁の中にあつた点ですが、本法案の第八條のただし書きを適用するような法律を作る場合には、必ず法制局は法務省に連絡をする、了解を求めてやう、こういう約束になつておるとおつしやつておるわけですが、これは、法制局長官を特に呼んで確かめなくても、これははつきりとした約束であるかどうか。この点、大臣から直接お聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(植木庚子郎君) 私のほうの訟務局長と法制局長との間で話し合ひを遂げた問題だつたのでございまして、その点は、法制局長の長として、おそれなく十分に伝えておるものとございませぬ。したがつて、私といたしましても、適當な、なるべく早い機会に長官とも話し合ひをいたしまして、その方針が実行されるように努力をいたします。

○龜田得治君 そうすると、次長と局長の間での直接の話し合ひのようでありませぬが、本来ならば、ここで長官なりあるいはその上の責任者に来てもらつて、明確におくべきこれは非常に重大な問題なんです、時間等の関係もあつて、ただいまの大臣の言明といたして、一応そういうふう

うに理解をいたしてございませぬ。それから次に、仮処分の関係について若干お尋ねいたしておきます。新法では、第四十四條で、行政訴訟については仮処分というものを全面的に排除する、こういう規定を置かれたわけでありませぬが、私は、これは少し性急過ぎるのではないかと感じを持つておるわけですか。といひますのは、御承知のように、現行法のもとにおいては、無効確認訴訟のような場合には、仮処分の規定の適用の余地がある。こういうことは、たとえ田中二郎さんでもそういう意見を持つております。また、そういう理論に立つたと思われら、こういう点は、取消訴訟については、現行法にはあつた具体的な規定があるわけですから、この点はいたし方がないとしても、そのほかの行政事件全部について排除するような規定といたして、今設けることは、私は行き過ぎじやないか、もう少しいろいろな事件についてどうなるかという点、學說なり判例の推移といたして、差しつかえないんじゃないか。こういう四十四條のような規定が置かれますと、どういふ必要性が出て参りますと、もう法律上それはせきとめられてしまつたわけですね。はなはだこれは、そういう点でおもしろくないと思つておるわけなんです。私も、行政上の仮処分というものはどの程度まで認めべきかということを今ここで積極的に申し上げておるわけじゃない。こういう問題については、すいぶん関係専門家がやはり頭をひねつておる問題です。それから、もう少し實際の推移にまかすべきじゃないか、こういう氣持を持つ

て見ているわけですが、どうしてこう  
いう四十四条のような規定を置いて、  
びしゃつとふたをさされてしまったの  
か、その点をお聞きしたい。

○説明員(杉本良吉君) 四十四条の規  
定というのは、これは現行の行政事件  
訴訟特例法の十條の七項の規定をこ  
に移しただけでございまして、その趣  
旨は変わっていないつもりでござい  
ます。そこで、なぜ執行停止の規定から  
特に取りはずして、第五章の補則の  
ところに移したかということになると思  
います。これは、現行法の規定の位  
置が大体がおかしいじゃないかとい  
う意見が多ございまして、現行法は、  
この十條の七項として、仮処分に関す  
る規定の排除の規定を設けてござい  
ましても、それは、何も本案が行政  
分の取消訴訟であるというようない  
じやなくて、行政分の処分について  
は、民事訴訟の仮処分の規定を適用  
しないわけですから、そういうことにな  
りますと、その本案が、行政事件の場  
合もありまして、民事事件の場合もあ  
る。とにかく行政分の処分については  
仮処分の規定を適用しない。そういう  
趣旨であるとしすならば、これを本  
法案について申しますと、二十五条の  
ところへ引き続いて置くというの  
は、むしろおかしいわけではござい  
ます。補則のところに移したわけでは  
ございまして、制度の趣旨をいたしま  
して、従来からの趣旨を受け継いで  
いるわけではございまして、趣旨にお  
いては変わりはないというふうに考  
えます。

○龜田得治君 しかし、従来の学説、  
判例は、たとえば現行特例法の第一  
條、「行政分の違法な処分の取消」と  
書いてある。したがって、主としてこ

れは、何と云いますか、取り消し訴訟  
といったようなことが主たる対象と  
なつて考えられておられるように私  
は資料を拝見しておるわけではござ  
いまして、無効確認等の訴訟につき  
まして、仮処分の制度は、これは考  
えられたいやうな有力な学説が実  
際に出ているわけではございませ  
ん。だから、それを獨立の規定とし  
て、このうらふに書かれますと、  
一切の行政訴訟がこの対象に入  
りて参りまして、現在学説、判例上  
争つておるものまでが非常に無理  
な形で終止符を打たれる。これは私  
は行政権をばい過ぎると思つてい  
ます。現に本案の審議の過程でも  
明確になりまして、たゞは義務づ  
け訴訟の問題、今後は学説、判例  
問題、今後は少数説であつても、  
それがどんでん返りされていくこと  
を何も本法案の第三條が否定する  
ものじやない、こう言つておるわけ  
ではございませぬ。それならば、  
義務づけ訴訟に關連して仮処分  
というものはよけいこれは出て  
くる可能性はあるわけなんです。  
民事訴訟法の規定でいう完全な意  
味での仮処分の規定の適用が妥  
当かどうかという問題は、これは私  
は問題があると思つておるわけでは  
ございませぬ。ありまして、その  
事柄によつては本案として義務づ  
け訴訟を認めるの程度であれば、  
その三分の一なり五分の一なり  
程度を要求すれば仮処分として認  
めていいじやないかといううらふ  
な問題といふものは私は出てくる  
と思つておる。そんなものが全部  
排除されるやうな印象を与える  
から、私は、どうも行き過ぎだ、  
こういう感じがするわけではござ  
いませぬ。そういうことにござい  
ます。現在の規定が、非常に中途  
半端な格好で十條の七

項あたりによつて入つておるもの  
ですから、学者でも、実務家でも、  
軽くこれを見まして、そうしてと  
理論で補つておるものが現状では  
ございませぬ。その定説のない問  
題について、この段階で私は行政  
分側から味方したやうな規定をば  
いしつと置くことははなはだ行き  
過ぎだと思つておる。一方、義務  
づけ訴訟を認めると言つておるの  
だから、行き過ぎでございませぬ。

○政府委員(浜本一夫君) もちろん、  
龜田委員のおっしゃるやうに、現  
在のわが國の段階におきましても、  
公法上の仮処分制度を認めるべき  
だと思つておる。公法上の見ても  
ございませぬ。ございませぬが、  
私どもは自分の意見でございませ  
ぬ。たゞは義務づけ訴訟を法  
制審議会の段階で得た結論を法  
案化したのでありまして、とも  
あれ現在の段階を基準にいたしま  
すならば、やはり公法上の仮処分  
は認めない。やいといふ意見が多  
かつたのでございませぬ。いま  
して、勢い、こういふ四十四  
條のような規定を、どこに置くか  
は別にいたしまして、設けなければ  
ならぬ。ことに相なつたのであり  
ます。また、今後そういう公法上  
の仮処分も認めるべきだといふ  
意見が強く、それが支配的にな  
る。また裁判所の段階でも、  
そういう判例が優位を占めてくる  
やうになります。あるいは一部改  
正しようやうな形でもって改正  
をしなければならぬ時代が来る  
かもしれませぬ。現在の段階では、  
ともあれこういう法案を作らな  
ければならぬ。な答申を得たわけ  
ではございませぬ。最近のアメ

リカなり西独等の法律などをざつと  
読みまして、権利の救済のために  
必要があれば、もちろん大統領の  
権限等に入り込んでいくことは別  
といたしまして、必要なことは認  
めて、いったらいいじやないか。  
あんまり行政とか司法とかや  
かましく言わない。権利侵害とい  
うことが問題じやないか。私はこ  
れは英米法の非常にすぐれた点  
だと思つておる。ドイツのよう  
な行政優位のかちかちのところ  
で、占領されてからの影響も  
あれせんが、やはりそういう考  
え方が非常に強くなつてきてお  
るわけではございませぬ。その  
うらふに、四十四條のような規  
定は、やはり不適当。将来さうい  
うものが必要が出てくれば一部  
改正の必要もあるかもしれな  
い。おっしゃるわけですが、さ  
ういふ自信のないものな  
ら、これはもう少し自然の成  
り行きにまかすといふこと  
であるべきじやないか。さ  
ういふことを考へるわけ  
ではございませぬ。

もう一つ簡単にやつておきま  
しよ。この第九條「原告適格」の  
ところ、法律上の利益を有する者  
といふ表現があるわけではござ  
いませぬ。それから三十六條、  
これは「無効等確認の訴え」の  
ところでありまして、ここにも  
「法律上の利益を有する者」と  
いふ表現がございませぬ。こ  
れは、私は従来の概念として  
はその辺のところが一応正し  
いと思つておる。しかし、法  
律上の利益とまではつきり言  
えないかもしれないうらふが、  
非常な迷惑を受けておるわけ  
にはいかなうらふ。これは私  
に、人間の争ひ、その点に私  
は特徴があると思つておる。一  
つは、だから、さう

○説明員(杉本良吉君) この第九條の  
「原告適格」の規定でござい  
ますが、これは本来から言  
うならば、訴えの利益がある  
かどうか、法律上の利益がある  
かどうかといううらふな点につ  
きまして、これは立法的に解決  
すべきことじやないと思つて  
おるわけではございませぬ。  
これは裁判所が個々の具体的  
な事案について判断すべき事柄  
でございませぬ。



すから、こういう規定というのは元来設けないうがむしろいというふうにも言えると思いますが、ただこの法律案では、あとのほうに出て参りますように、民衆訴訟であるとか、機関訴訟というふうな、法律が認められた場合にだけ原告適格がある、こういう建前をとっております訴訟につきましては規定を設けておきますので、いわゆる普通の取り消し訴訟というものはそういうものじゃないということをお断りから言うために、ここで原告適格の規定を特に設ける、これが一つのこの規定を設けます理由でございますが、もう一つの理由は、このカッコの中にありますように、「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む」と、これは実ははっきりと書き加つたわけでございます。と申しますのは、このカッコの中につきましても、これは従来の裁判所の多数の見解によりまして、むしろこれは訴えの利益はない。たとえて申しますと、議員が懲戒処分を受けた、あるいは除名処分を受けたというふうな場合に、その除名処分の取り消し訴訟と提起している、その間にその当該議員の任期が過ぎてしまったという場合におきましては、もはやその任期満了によつてその当該議員は地位を失うことになりまして、裁判所がそれを取り消すという実益はなくなるわけでございます。そういうことから、従来の多くの判決例では、そういう場合にはもはや訴えの利益はないということに却下もしくは棄却しているのが普通でございますけれども、しかし、そう

なりまして、その除名処分が違法であることによつて、その受けた損害を救済されなければならぬという、そういう権利が残っている場合につきましても救済がもうできなくなるおそれがありますので、それで、そういう場合を救済するために、このカッコの中で、法律上の利益ということをお断り申しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけでありませぬ。

と申す。今回の法律改正、新しい法案の形でこう出しておるわけですが、現在現行法がこれに不十分だということ、新しい装いをもつて出てきたわけですが、現行法は、戦前の行政裁判制度というものを根本から変えて、そして行政行為による権利の侵害、これに対して司法審査をやつていく、こういう制度が戦後確立したわけなんです。行政権をやつておつて、行政権同士でござやちや内輪で適当なことをやつておることは許さぬ、これは非常にやはり大事な精神というものがここで確立された。私はこの意義というものはきわめて大きいと思つておる。現行法について、ごちやごちやと、あそこが抜けておる、ここが文字がおかしいとか言いますけれども、その点を私はやはり見のがしてはしつかりとしたやはり一つの大きな柱として守つていくべきだと思つておる。まあ枝葉末節のところを議論しておりますが、いろいろ分かれまますが、そういう点では私は少しも提案者とも意見が違わぬのではないと思つておる。ただ具体的に現われた改正点が必ずしもそうはなつておらぬと思つたものだから、いろいろ聞いておるわけですが、そのこまかいところは抜きにして、戦

後確立された行政行為に対する司法審査という、この大精神ですね、これは決して変わらぬのだ、今後もこれは堅持していくのだ、この点ははつきり大臣のほうで言明できるかどうか、この点をひとつ最後に伺ひたいと思つておる。

係に立つ法律案が同一国会に提出されることは、例は少なくないのでございませぬが、多くの場合においては甲法律案、乙法律案両方とも同時に成立したしておりませぬか、あるいは第一次的の改正法律が先に成立して、第二次的の改正法律があとを追つて成立する、こういう形になつておるのでございませぬ。さうな場合には、行政不服審査法関係と行政事件訴訟法関係との条文の整理の仕方を見ますと、本委員会に付託されておりましたので、第一次的の改正は衆議院の内閣委員会に継続しておるものでございませぬので、そのほうが、先ほど井川委員がおつしやいましたように、衆議院にかつておるほうの第一次的の改正法律案が今どうなるか見通しがわからぬという場合に、第二次的の改正法律案であります本委員会に付託されておる二法案を先にあげて法制上差しつかえないかということにございませぬが、かような関係に立つ二つの法律案の前後して成立いたしましたとき、すなわち、第二次的の法律案が先に成立して公布されてしまひ、そして次の国会以後において第一次的の改正法律があとで成立して公布される、こういう場合になつた場合に、はたしてその二つの法律案のねらつておる改正が実行できるかどうかということになりませぬか、これはいろいろの場合がございませぬ。本委員会に付託されております行政事件訴訟関係と、衆議院内閣委員会の行政不服審査法関係だけに於いて申しますと、幸ひにしてこれは関係法律

なりまして、その除名処分が違法であることによつて、その受けた損害を救済されなければならぬという、そういう権利が残っている場合につきましても救済がもうできなくなるおそれがありますので、それで、そういう場合を救済するために、このカッコの中で、法律上の利益ということをお断り申しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけでありませぬ。

と申す。今回の法律改正、新しい法案の形でこう出しておるわけですが、現在現行法がこれに不十分だということ、新しい装いをもつて出てきたわけですが、現行法は、戦前の行政裁判制度というものを根本から変えて、そして行政行為による権利の侵害、これに対して司法審査をやつていく、こういう制度が戦後確立したわけなんです。行政権をやつておつて、行政権同士でござやちや内輪で適当なことをやつておることは許さぬ、これは非常にやはり大事な精神というものがここで確立された。私はこの意義というものはきわめて大きいと思つておる。現行法について、ごちやごちやと、あそこが抜けておる、ここが文字がおかしいとか言いますけれども、その点を私はやはり見のがしてはしつかりとしたやはり一つの大きな柱として守つていくべきだと思つておる。まあ枝葉末節のところを議論しておりますが、いろいろ分かれまますが、そういう点では私は少しも提案者とも意見が違わぬのではないと思つておる。ただ具体的に現われた改正点が必ずしもそうはなつておらぬと思つたものだから、いろいろ聞いておるわけですが、そのこまかいところは抜きにして、戦

後確立された行政行為に対する司法審査という、この大精神ですね、これは決して変わらぬのだ、今後もこれは堅持していくのだ、この点ははつきり大臣のほうで言明できるかどうか、この点をひとつ最後に伺ひたいと思つておる。

係に立つ法律案が同一国会に提出されることは、例は少なくないのでございませぬが、多くの場合においては甲法律案、乙法律案両方とも同時に成立したしておりませぬか、あるいは第一次的の改正法律が先に成立して、第二次的の改正法律があとを追つて成立する、こういう形になつておるのでございませぬ。さうな場合には、行政不服審査法関係と行政事件訴訟法関係との条文の整理の仕方を見ますと、本委員会に付託されておりましたので、第一次的の改正は衆議院の内閣委員会に継続しておるものでございませぬので、そのほうが、先ほど井川委員がおつしやいましたように、衆議院にかつておるほうの第一次的の改正法律案が今どうなるか見通しがわからぬという場合に、第二次的の改正法律案であります本委員会に付託されておる二法案を先にあげて法制上差しつかえないかということにございませぬが、かような関係に立つ二つの法律案の前後して成立いたしましたとき、すなわち、第二次的の法律案が先に成立して公布されてしまひ、そして次の国会以後において第一次的の改正法律があとで成立して公布される、こういう場合になつた場合に、はたしてその二つの法律案のねらつておる改正が実行できるかどうかということになりませぬか、これはいろいろの場合がございませぬ。本委員会に付託されております行政事件訴訟関係と、衆議院内閣委員会の行政不服審査法関係だけに於いて申しますと、幸ひにしてこれは関係法律

なりまして、その除名処分が違法であることによつて、その受けた損害を救済されなければならぬという、そういう権利が残っている場合につきましても救済がもうできなくなるおそれがありますので、それで、そういう場合を救済するために、このカッコの中で、法律上の利益ということをお断り申しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけでありませぬ。

なりまして、その除名処分が違法であることによつて、その受けた損害を救済されなければならぬという、そういう権利が残っている場合につきましても救済がもうできなくなるおそれがありますので、それで、そういう場合を救済するために、このカッコの中で、法律上の利益ということをお断り申しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけでありませぬ。

と申す。今回の法律改正、新しい法案の形でこう出しておるわけですが、現在現行法がこれに不十分だということ、新しい装いをもつて出てきたわけですが、現行法は、戦前の行政裁判制度というものを根本から変えて、そして行政行為による権利の侵害、これに対して司法審査をやつていく、こういう制度が戦後確立したわけなんです。行政権をやつておつて、行政権同士でござやちや内輪で適当なことをやつておることは許さぬ、これは非常にやはり大事な精神というものがここで確立された。私はこの意義というものはきわめて大きいと思つておる。現行法について、ごちやごちやと、あそこが抜けておる、ここが文字がおかしいとか言いますけれども、その点を私はやはり見のがしてはしつかりとしたやはり一つの大きな柱として守つていくべきだと思つておる。まあ枝葉末節のところを議論しておりますが、いろいろ分かれまますが、そういう点では私は少しも提案者とも意見が違わぬのではないと思つておる。ただ具体的に現われた改正点が必ずしもそうはなつておらぬと思つたものだから、いろいろ聞いておるわけですが、そのこまかいところは抜きにして、戦

後確立された行政行為に対する司法審査という、この大精神ですね、これは決して変わらぬのだ、今後もこれは堅持していくのだ、この点ははつきり大臣のほうで言明できるかどうか、この点をひとつ最後に伺ひたいと思つておる。

係に立つ法律案が同一国会に提出されることは、例は少なくないのでございませぬが、多くの場合においては甲法律案、乙法律案両方とも同時に成立したしておりませぬか、あるいは第一次的の改正法律が先に成立して、第二次的の改正法律があとを追つて成立する、こういう形になつておるのでございませぬ。さうな場合には、行政不服審査法関係と行政事件訴訟法関係との条文の整理の仕方を見ますと、本委員会に付託されておりましたので、第一次的の改正は衆議院の内閣委員会に継続しておるものでございませぬので、そのほうが、先ほど井川委員がおつしやいましたように、衆議院にかつておるほうの第一次的の改正法律案が今どうなるか見通しがわからぬという場合に、第二次的の改正法律案であります本委員会に付託されておる二法案を先にあげて法制上差しつかえないかということにございませぬが、かような関係に立つ二つの法律案の前後して成立いたしましたとき、すなわち、第二次的の法律案が先に成立して公布されてしまひ、そして次の国会以後において第一次的の改正法律があとで成立して公布される、こういう場合になつた場合に、はたしてその二つの法律案のねらつておる改正が実行できるかどうかということになりませぬか、これはいろいろの場合がございませぬ。本委員会に付託されております行政事件訴訟関係と、衆議院内閣委員会の行政不服審査法関係だけに於いて申しますと、幸ひにしてこれは関係法律

なりまして、その除名処分が違法であることによつて、その受けた損害を救済されなければならぬという、そういう権利が残っている場合につきましても救済がもうできなくなるおそれがありますので、それで、そういう場合を救済するために、このカッコの中で、法律上の利益ということをお断り申しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけでありませぬ。



政上の審査請求との関係であります。御承知のとおり、現行法は原則として訴願前置主義をとっております。すなわち、訴願など、行政庁に対する不服申し立ての方法が、ある場合には、その方法を用いた後でなければ行政訴訟を提起できないとしておるのであります。しかしながら、行政権偏重のわが国の実際に徴するに、訴願などの方法で国民の権利が救済されたことは少ないのであり、そこで、本法案は、第八條において、行政上の審査請求と行政訴訟とを同時並行的に起工してもよいし、あるいはいづれを先にし、あるいはいづれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれたれば、国民は何を好んで費用をかけて行政訴訟の道を選びましようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政のあり方一つにかかっていると言わねばなりません。ところが、これに対し、第八條第一項ただし書きは、本法以外の法律で例外規定を設けて、まず審査請求することを義務づけ得る旨、規定したのであります。これでは、せっかくの改正も台無しになってしまふおそれがあるのであります。すでに本法案とともに審議されておる行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案によつて、五十数個の法律について例外を認めておるのであります。今後、各行政庁が自己の所管の法律についてどのような例外規定を設けようとする努力するのであることは、今回の第八條ただし書きに関する関係官庁間の交渉を振り返つてみても予想されるのであります。政府は例外が今後ふえないよう努

力する旨、答えており、われわれもその努力を期待するのであります。しかし、各行政庁の執拗な圧力が、結局第八條の原則と例外をひっくり返してしまふおそれが消えておらないのであります。元来、現行法の訴願前置主義の原則も、総理大臣の異議の制度と同様に、GHQの要求で成立したものであることは、当時の資料によつて明白なのであります。今回の改正を機会に、せっかく訴願前置主義の廃止の方針をとつながら、この例外規定を設けたことは、はなはだ遺憾であると言わなければなりません。

第三点は、本法案第三條の表現方法であります。提案者は、第三條は、抗告訴訟を同條の第二項ないし第五項のものに限定する意味でなく、それ以外に訴訟、たとえば義務づけ訴訟、処分権不存在確認訴訟などについても、將來の學說、判例によつて、是認されるものは同條の第一項にすべて含まれる旨、述べておるのであります。もし、そのような意味であるならば、第三條第一項は、「この法律において抗告訴訟とは、次のものをいう」とし、新たに第六項を設け、「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうに規定したほうが、はるかに明確であります。このことは、決して単なる表現方法の差異として怪く見ることができないのであります。すなわち、たとえば、いわゆる義務づけ訴訟について見ますと、世界の立法の傾向は、これを是認する方向にあるのであります。わが国においてこそ、現在は少数説でありまして、必ず學說、判例が漸次その方向に向かうものと期待できるのであります。ところで、本法案

が、この機会に、そのような新しい訴訟の発達に対して、積極的に前向き姿勢を示すかどうかということ、今後の學說、判例の動向にも影響するものと考えられるのであります。もし提案者の説明のごとくであるならば、私たちが提案したように明確に書いておくことが一番時宜に適合しているのではないかと考えるのであります。

次に、第四點として、民事訴訟の仮処分制度を全面的に排除したことは少し怪率ではないかと考えるのであります。

すなわち、現行法のもとにおいても、たとえば確認訴訟につきまして、民事訴訟の仮処分の規定を用いる余地がありとする有力な學說もありません。少数ながら判例も存在するのであります。しかるに、本法案は、第四十四條においては、一切の行政訴訟につき民事訴訟の仮処分制度を排除したことは、少し行き過ぎであると言わねばなりません。このようなこととは、もう少し學說、判例の實際の推移を見守るべきではなかつたかと考えられるのであります。ことに、提案者の説明によつても、理論的には、將來義務づけ訴訟などを排除してはいないのでありますから、それらの各種の訴訟と関連いたしまして、仮処分に關する民事訴訟の規定が尠く余地も予想されるのであります。そういう段階で、その途中で、事前に、一切の行政訴訟について仮処分の道を遮断したことは、はなはだ遺憾であると考えるのであります。

以上、要するに提案者は、説明としては、本法案は、戦後確立されました行政に対する司法審査の制度の根幹を

変えるものではない旨述べているのであります。しかし、本法案を具體的に検討いたしますと、国民の権利擁護よりも、行政の便宜に重きを置こうとしておる点が見られるわけでありまして、その点、はなはだ遺憾であります。社会党は、こういう立場から、国民の権利を擁護するために、この立場から、本件二法案に反対するものであります。

○委員長(松野孝一君) 他に御意見もないうでございませうが、両案に対する討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

行政事件訴訟法案並びに行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して問題に供します。

両案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松野孝一君) 多数でございませう。よつて両案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(松野孝一君) 次に、檢察及

び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

先般理事會において、今期国会における當委員會の審査及び調査の成果をもととし、特に重点と思われる問題について、政府及び裁判所当局に対し決議を行なつたらどうかとの御意見があり、協議を重ねて参りましたが、この際、これらの点について委員各位に御協議を申し上げたいと存じます。速記を中止して。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

ただいま御協議願つた結果、交通事件の処理に關する件、裁判所書記官の代行制度の運営に關する件及び裁判所職員臨時措置法に基づく公平委員會の運用に關する件の三件について協議を行なうことに御意見が一致し、文案を決定いたしました。この際、文案を提案者から御朗誦願います。

○井川伊平君 私、交通事件の処理に關する決議につきまして、文案並びにその理由を説明したいと存じます。まず、文案を先に朗誦いたします。

政府並びに裁判所当局は、大都市における道路交通事件の激増に鑑み、速かに現行制度に再検討を加えんと共に裁判官、檢察官及びその他の関係職員を増員並びに之に伴う諸施設の整備を図り、事件処理の適正迅速の要請に対処すること。

右決議する。

以上であります。理由を簡単に説明いたしますと、近時大都市における交通量の激増に伴い、交通事犯も、ともに増加の一途をたどりつつあります。

とは、すでに御承知のとおりでありませう。しかるに、これらの事件の処理に当たる人的機構、物的施設は著しく手不足、狭隘を告げ、きわめて遺憾の状態にあります。そこで、この種激増する交通事犯を迅速適正に処理するため、早急に裁判官、検察官その他の関係職員を増員並びに所要施設の拡張整備をはかる必要を認め、この決議案を提案するに至った次第であります。以上。

○亀田得治君 私は、決議案を二つ提案をいたします。

まず、裁判所職員臨時措置法に基づく公平委員会の運用に関する決議を朗読いたします。

裁判所当局は、裁判所職員臨時措置法に基づく公平委員会の特質に鑑み、公正を期するため、この委員会構成並びに運用に特段の配慮をすること。

右決議する。

理由につきましては、すでに関係法案の審議の際に十分私たち意見も述べましたので、ここでは省略をいたしました。裁判所といたしまして、最近、非常にこの問題については公正を期するべく努力をされておられることは、質疑の過程等においても明らかになつたわけでありますが、何分にもこの制度そのものが、他の行政官庁の職員の場合と変わった特質を持つておられるわけでありまして、それに対する特殊立法がなされるべくしてなされておらない。そういう不自然な状態等にもありますので、今後一そう運用面でひとつ公正を期するよう努力をしてみたい、こういう意味で、この決議案を提案したわけでありませう。次は、

裁判所書記官の代行制度の運営に関する決議

政府及び裁判所当局は、代行書記官及び代行調査官が現に担当しつつある事務の質、量に鑑み、これらの者の勤勞意欲、業務能率の向上を図るため可及の速かに左記事項の実現に努力すること。

一、書記官及び調査官の増員並びに之に伴う諸施設の整備を図ること。

二、現行の代行書記官及び代行調査官制度は現在暫定的制度として規定されているが、之をなるべく早い機会に本来在るべきかたちに改めること。

右決議する。

若干御説明いたしますと、裁判官の不足という問題は、非常に大きな問題になっておりまして、今国会におきましても、臨時司法制度調査会設置法というものでそのために置かれるというふうには、世間の注目を浴びておられるわけでありませうが、しかし、裁判所の仕事は、裁判官だけではいけないわけでありまして、それと一体となって仕事をしていたく書記官、調査官、こういう方々の充実がやはりそれに伴わなければいけないわけでありまして、そういう点が、私たちの基本的な問題として考えておる点であります。

いろいろこまかい点につきましては、関係法律あるいは今国会における国政調査に関連している質疑も、意見等も述べた中で、おおよそ問題点が出ておるわけでありませうから、あらためてここで指摘をすることは省略いたします。ただ、例の代行書記官、代行調査官の問題、これは、は

なはだ不自然な格好でいまだに残つておるわけでありませうが、これは、来年度の予算におきましては、せひとも全部こういうものがなくなるように、ひとつ努力をしてみたい。われわれ法務委員としても、その努力はしなければならぬと思つていますが、遠からず来年度の予算折衝等も始まるわけでありまして、今度こそ、ひとつ十分この点について努力をしてほしい。もちろん、昨年は相当努力をされ、成果もあがつておることでありませうが、それ以上のひとつ努力を要請したいという意味で、この決議案を出した次第であります。

○委員長(松野孝一君) お諮りいたします。

ただいま提出されました交通事件の処理に関する決議案、裁判所書記官の代行制度の運営に関する決議案及び裁判所職員臨時措置法に基づく公平委員会の運営に関する決議案の三決議案を、いずれも本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、ただいまの三決議に対する当局側の所信を聴取いたします。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいま御決議になりました三つの決議につきましては、政府の直接担当いたします部分はもちろんのこと、政府の間接的にいろいろ関係を持つ部分もございませうが、こうした点につきましては、政府当局といたしまして、御決議の趣旨を体し、今後も万全の努力をいたしたい、かように考える次第でございます。

○最高裁判所長官(下村三郎君) 裁判所としての意見を申し上げます。

関係法律の規定に従いまして、また、ただいまの本委員会の御決議の趣旨にかんがみまして、適正なる司法行政の運営に努力する所存でございます。

○高田なほ子君 今、三つの決議案が上程せられて、政府当局の明確な御回答をいただいたことに深く謝意を表すものです。

この席で申し上げることについて、どうかと考えておりましたが、本国会もきょうで最終日でありませう。私は、法務委員として議席を占めている間に、足かけ七年の長きにわたつて皆さんにお世話になりました。法務委員として、一番私の重点を置いて考えてきましたことは、やはり青少年問題でありました。青少年をめぐる諸問題について、政府当局としても、十分のお考えを持ってこられたわけでありませうが、従来青少年問題については、予算の面では、必ずしもその処置が十分ではないという姿が従来続いているわけです。私は、この席から議員として政府に御要望申し上げるのは、おそらくきょうでおしまいであらうと思つたので、特に、政府当局におかれて、青少年問題をめぐる諸問題については、特段の予算措置を講ぜられて、どうか国の青少年問題が世界の水準に達するまでに特段の御努力を願いたいということを強く御要望申し上げたいと思つたのです。

いろいろ理事等との連絡若干不備でありましたために、最終段階に、この種の問題が決議としてあげられなかつたことについて、はなはだ私として心残りと思つたので、この点、政府に御要望申し上げて、政府当局の御見解を御表明いただき、また、委員各位におかれましては、実に長い間いろいろ御支援、御指導下さいましたことに、つつしんでお礼を申し上げます。この国会で青少年の問題を取り上げるといふ委員会は、当委員会以外にはないのです。どうぞひとつ、この点もお含み下さいまして、今後の御検討をお願い申し上げます。政府の強い御熱意を要望する次第です。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいまの高田委員の青少年問題についての烈々たる御発言の趣旨、全く同感でございます。まして、深く敬意を表します。私といたしましては、青少年問題のゆるがせにすべからざることをとつと考へておりまして、できるだけ努力をいたしましたが、なお十分のために御希望に沿い得なかつたことをお詫び申し上げます。今後この問題に努力すべく、実はいろいろ研究を始めております。もちろん、青少年問題は、法務省だけではできない広範囲の、各省に關係を持つものでありますから、それぞれ關係の筋にお話も寄り寄り進めるつもりでありませうが、私自身の法務省所管といたしましては、すでに新年度から、この問題について、事務当局の間で特別な会合を持ちまして、三十八年度以降といわず、年度内からも、できる限りひとつ、この問題の解決の曙光でも見出すべく努力をいたしているという次第でございます。それから、何とぞ今後とも一そうの御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(松野孝一君) 次に、請願の審査を行ないます。

本委員会に付託されております請願第八七号外二百六十二件の請願を一括議題といたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

て。

午後三時四十五分休憩

午後三時五十三分開会

○委員長(松野孝一君) ただいまより法務委員会を再開いたします。

ただいま理事會において協議の結果、請願第八七号ほか四十三件の裁判所法附則第三項改正に関する請願、請願第一七〇号浦和家庭裁判所独立に関する請願、請願第二〇五三号鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等設置の請願、請願第二〇五一号東京法務局足立出張所移転反対に関する請願、請願第二〇五二号東京法務局江戸川出張所移転拡張に関する請願、以上四十四件は採択したらいかがかということに話がまとまりましたが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、ただいま採択されました四十八件の請願の報告書については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、継続調査要求についてお諮りいたします。

檢察及び裁判の運営に関する調査は、従来より調査を続けて参りましたが、会期も切迫し、会期中に調査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の内容及びその手続等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次回は、五月八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会



第三部

法務委員會會議錄第二十七号

昭和三十七年五月七日

〔參議院〕

昭和三十七年五月十八日印刷

昭和三十七年五月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局